

# 社会福祉施設等施設整備費補助金について

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課

# 社会福祉施設等施設整備補助金について

1. 社会福祉施設等施設整備費補助金の概要
2. 参考資料

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額：45億円

⇒

令和5年度予算額：45億円

※令和4年度補正予算額 99億円

※令和4年度補正予算繰越額：52億円

## <事業概要>

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

## 日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



# 社会福祉施設等施設整備費補助金

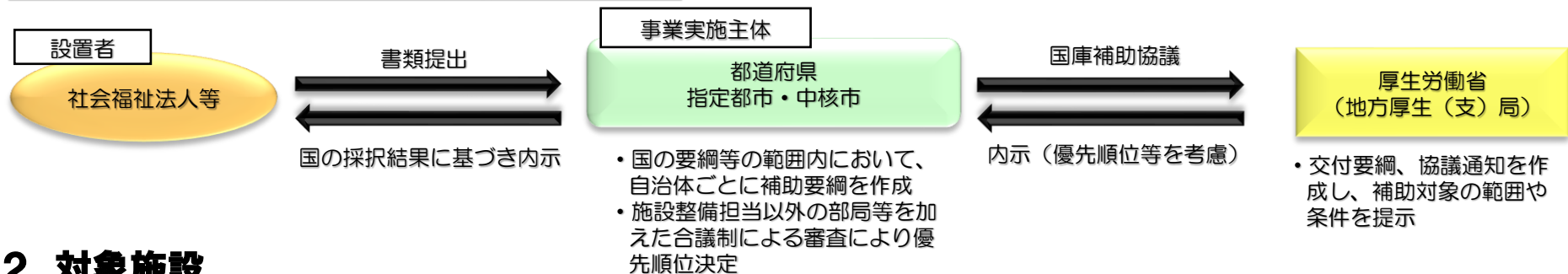
## 1. 補助内容

○ 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等(※1)を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

- ※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、  
 ⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、  
 ⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、  
 ⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

### 国庫補助を受ける場合の手続き（協議～内示まで）



## 2. 対象施設

### <障害者総合支援法上のサービス>

- |          |                  |                   |          |
|----------|------------------|-------------------|----------|
| 日中活動系：   | ・ 短期入所（ショートステイ）  | ・ 療養介護            | ・ 生活介護   |
| 居住支援系：   | ・ 自立生活援助         | ・ 共同生活援助（グループホーム） |          |
| 訓練系・就労系： | ・ 自立訓練（機能訓練）     | ・ 自立訓練（生活訓練）      | ・ 就労移行支援 |
|          | ・ 就労継続支援（A型＝雇用型） | ・ 就労継続支援（B型＝非雇用型） | ・ 就労定着支援 |
| 施設系：     | ・ 施設入所支援         |                   |          |
| 相談系：     | ・ 相談支援事業所        |                   |          |

### <売春防止法上の施設>

- ・ 婦人保護施設
  - ・ 婦人相談所一時保護施設
- ※令和5年度追加

### <児童福祉法上のサービス>

- |          |               |            |              |
|----------|---------------|------------|--------------|
| 障害児通所支援： | ・ 児童発達支援センター  | ・ 児童発達支援   | ・ 放課後等デイサービス |
|          | ・ 居宅訪問型児童発達支援 | ・ 保育所等訪問支援 |              |
| 障害児入所支援： | ・ 障害児入所施設     |            |              |

移管

いっしょ家庭庁

### <その他>

保護施設（救護施設、授産施設 等）、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設 等）、その他（応急仮設施設 等）

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

## 3. 本事業の国予算額及び地方自治体からの協議額の推移

(単位：億円)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	70	71	72	195	174	48	45	45
協議額 (当初予算)	163	152	132	203	184	144	182	191(※)
補正予算	118	80	50	83	92	85	99	—
協議額 (補正予算)	146	96	95	92	70	71	103	—

※令和5年度の地方自治体からの協議額は概算であり、現在精査中

※これまでの地方自治体からの協議額を踏まえると、地方自治体の整備を円滑に実施するためには、当初予算において、これまで以上の予算額を確保する必要がある。(過去5年平均の協議額は約170億円、直近令和5年度の協議額は約191億円)

## 4. 国の整備方針

(令和4年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について(令和4年3月29日)(抜粋))

### 3 整備方針について

#### (1) 整備対象について

近年、都道府県市からの協議額が予算額を上回っていることから、各都道府県市においては、**以下の「優先順位を付す際の指標」を参考にし、真に必要な施設について優先順位を付した上で協議されたい。**

また、本協議における整備対象について、当該都道府県並びに市町村の第6期障害福祉計画(以下「第6期障害福祉計画」という。)に位置づけられているか及び「(2)留意すべき事項について」との整合性が保たれているかをご確認いただくとともに、第6期障害福祉計画に位置づけられている場合、該当部分を添付いただきたい。

#### <優先順位を付す際の指標>

- ア 建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備(耐震化のための改築、老朽化による改築等)を行うもの
- イ 災害による停電時に電源確保の必要性が高い入所施設等において非常用自家発電設備の整備を行うもの
- ウ 災害による断水時に、飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所施設等において給水設備の整備を行うもの
- エ 洪水浸水想定区域(水防法第十四条)等危険区域に所在する施設の安全を確保する観点から、入所施設等において水害対策のための大規模修繕や移転改築等の整備を図るもの
- オ 安全性に問題のある組積造又はコンクリートブロック造の塀(以下「ブロック塀等」という。)の改修整備を行うもの
- カ 国土強靱化地域計画に位置づけられている整備を行うもの
- キ ウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、入所施設等において多床室の個室化改修等を行うもの
- ク 長期入院精神障害者など障害のある方が地域の一員として安心して生活できる環境作りのための共同生活援助(以下「グループホーム」という。)や就労支援事業所等の整備を図るもの
- ケ 「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」(平成17年10月5日)1の(10)に定めるグループホーム改修整備を活用し、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修工事を行うもの
- コ 平成25年12月消防法施行令等の一部改正により、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置基準が見直されたことに伴う整備を図るもの
- サ アスベストの除去等の整備を図るもの
- シ 利用者に対するサービス提供にとどまらず、特に過疎、山村、離島等においては、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの
- ス 「新生児集中治療管理室等に長期入院している児童に対する適切な療養・療育環境の確保等の取組について(留意事項)」(平成19年12月26日医政総発第1226001号、雇児母発第1226001号、障障発第1226001号、保医発第1226001号)を踏まえた医療型障害児入所施設の整備を図るもの
- セ 児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るもの
- ソ 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成29年3月31日厚生労働省告示第116号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、重症心身障害児及び医療的ケア児が、身近な地域で支援を受けられるように障害児通所支援の充実を図るもの
- タ 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた観点から、地域で安心して暮らせるよう、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保等の機能を備えた拠点の整備(以下「地域生活支援拠点整備」という。)を図るもの
- チ 文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの
- ツ 利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの
- テ 障害児入所施設に入所する18歳以上の者(過齢児)が成人期に相応しい環境で適切な支援を受けられるようにするため、障害者支援施設への転換するための改修など、障害福祉サービス施設・事業所等の施設基準を満たすための整備を行うもの

## 5. 対象施設の決定及び公表

(令和4年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について(令和4年3月29日) (抜粋))

### 4 都道府県市における協議対象施設の選定手続について

(略)

については、3の整備方針を踏まえ、「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)等に基づき、次により協議対象施設を選定されたい。

#### (1) 設置主体の適格性の審査

- ア 設置主体である社会福祉法人等の適格性の審査に当たっては、法人認可担当等の、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により審査を行うこと
- イ 社会福祉法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと
- ウ 特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと
- エ 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局(他の都道府県市に係るものを含む。)に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人を設立する場合と同様、厳格な審査を行うこと
- オ 法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること
- カ 社会福祉法人以外の法人が行う整備の場合においても、社会福祉法人に準じて、その適格性について十分に審査されたいこと

(中略)

#### (4) 対象施設の決定及び公表

- ア 国庫補助協議対象 施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること
- イ 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること
- ウ 公表は、設置主体(社会福祉法人等)の名称及び事業計画(施設、施設種別、定員、工事区分)について行うこと

# 留意すべき事項（【参考】国庫補助協議にあたっての主な条件）

（令和5年度当初予算等における社会福祉施設等施設整備の国庫補助に係る協議等について社援発0331第42号（抜粋））

## 【施設入所支援の整備に関するもの】

- 障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、地域生活移行を推進する観点から、基本指針において令和5年度末時点において、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6パーセント以上を削減することを基本としている。  
このため、定員数の増を伴う整備については、グループホームでの対応が困難な者の利用など、真に必要と認められる場合に限るものとし、かつ、当該市町村の区域内の入所者総数が増加しない範囲で行われることを条件とする。  
やむを得ず、地域の実情により、これにより難しい場合は、施設整備の必要性はもとより、当該市町村の区域内の将来定員の見通し、減少計画及び都道府県の入所定員に係る計画などを提示することを条件とする。  
また、地域生活支援拠点整備は、市町村及び都道府県の第6期障害福祉計画に位置付けられていることを条件とする。

## 【設備に関するもの】

- エレベーター等設置整備については、歩行困難な者が現に入居している又は入居の予定が明らかである場合に協議対象とするものであること（ただし、後述の「水害対策強化整備について」に基づき、エレベーター設置工事を行う場合はこの限りではない。）
- 社会福祉施設等に整備する非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）が地震による停電時等に有効に機能するために、非常用設備等が地震時に転倒することなどがないように耐震性を確保する必要がある

## 【施設の安全性に関するもの】

- 災害レッドゾーンにおいて新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則として、協議を行ってはならないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等において創設又は大規模修繕により新設又は移転改築整備をする際は、安全上及び避難上の対策を講じること

## 【他の補助金等との重複をさけるもの】

- 当該補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないこと

## 【補助対象事業の継続性に関するもの】

- 整備により実施する障害福祉サービス等の趣旨、利用対象者、指定（最低）基準、報酬等を十分検討し、着実な実施が認められるものであること



# 7. 国の採択状況（過去3年（交付決定ベース））

## A 地方自治体別

（単位：千円）

	都道府県市	令和2年度当初		令和3年度当初		令和4年度当初	
		内示件数	内示額	内示件数	内示額	内示件数	内示額
1	北海道	13	444,308	1	2,985		0
2	青森県	2	33,266	1	40,700	1	27,256
3	岩手県	1	33,533	1	207,333	2	37,198
4	宮城県	11	494,471	1	9,120	1	148,880
5	秋田県	4	79,198	1	5,868		0
6	山形県	2	87,022	1	33,837	1	47,240
7	福島県	3	117,620	1	50,503	1	59,133
8	茨城県	26	554,582	1	37,336	2	93,876
9	栃木県	2	28,466	0	0	2	36,076
10	群馬県	5	791,146	1	183,235	2	84,846
11	埼玉県	55	809,113	1	238,340	1	202,913
12	千葉県	4	207,333	1	36,866	4	195,511
13	東京都	10	823,988	1	146,040		
14	神奈川県	3	238,560	1	41,853	2	41,092
15	新潟県	7	281,866	1	21,164	2	17,439
16	富山県	4	97,993	1	18,926	3	19,362
17	石川県	6	260,722	1	6,500	1	42,074
18	福井県	1	358,894	1	124,458		0
19	山梨県	1	40,675	1	73,307	3	20,506
20	長野県	2	97,032	1	20,266	3	61,500
21	岐阜県	3	92,533	1	85,914		0
22	静岡県	6	137,889	1	34,933	1	95,000
23	愛知県	20	556,880	1	418,133	2	62,600
24	三重県	3	51,906	1	101,600	1	20,500
25	滋賀県	10	382,165	1	61,586	1	93,800
26	京都府	2	83,613	1	85,420	2	41,000
27	大阪府	2	47,505	1	65,430	1	153,333
28	兵庫県	6	462,165	1	36,866		0
29	奈良県	3	242,666	1	2,500	1	17,920
30	和歌山県	5	115,909	1	61,866		0
31	鳥取県	7	341,594	1	25,066	1	39,100
32	島根県	1	4,506	1	3,486	1	20,500
33	岡山県	4	158,982	1	20,266	2	45,452
34	広島県	4	151,827	1	12,900	2	33,200
35	山口県	2	164,700	1	3,354		0
36	徳島県	3	420,522	0	0		0
37	香川県	1	302	1	26,366	1	118,502
38	愛媛県	7	534,844	1	20,266		0
39	高知県	1	20,000	1	91,642	1	26,646
40	福岡県	6	713,333	1	73,876	1	284,480
41	佐賀県	7	129,815	1	15,400		0
42	長崎県	3	80,000	1	4,500	1	32,133
43	熊本県	2	66,932	1	16,400		0
44	大分県	1	83,060	1	74,373	1	31,523
45	宮崎県	2	18,386	1	11,200	2	24,000
46	鹿児島県	3	71,278	1	24,756	2	38,572
47	沖縄県	3	85,106	1	171,343	1	131,440
都道府県小計		279	11,098,206	45	2,848,085	56	2,444,603

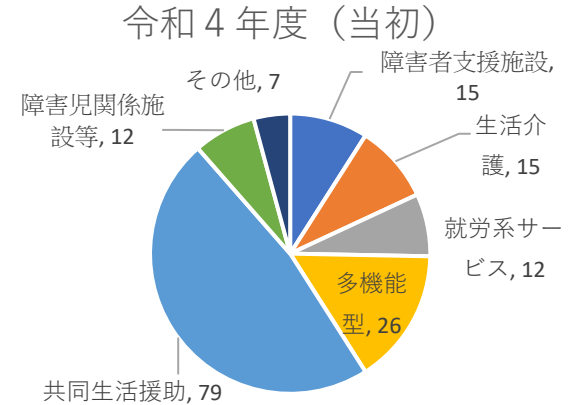
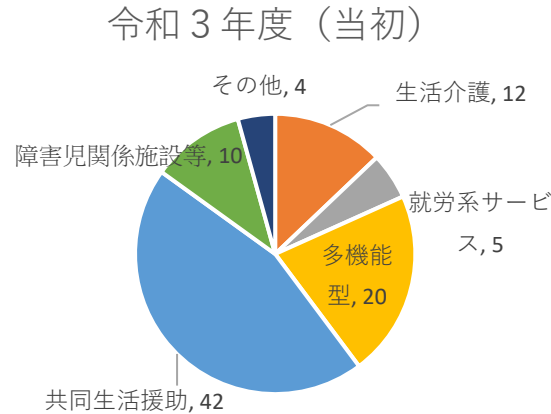
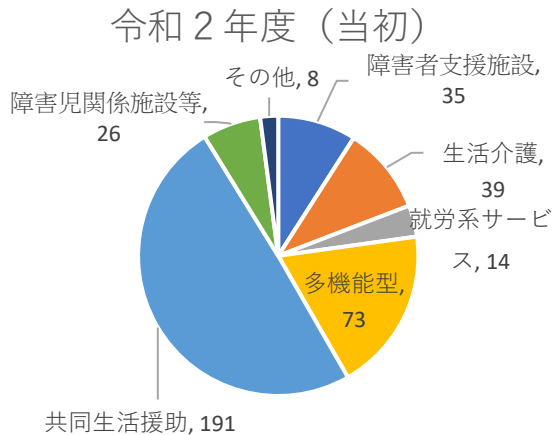
	都道府県市	令和2年度当初		令和3年度当初		令和4年度当初	
		内示件数	内示額	内示件数	内示額	内示件数	内示額
48	札幌市	2	68,400	1	81,466	2	70,333
49	仙台市	1	96,800	0	0		0
50	さいたま市	1	17,200	1	109,666	1	92,616
51	千葉市	0	0	0	0	2	79,800
52	横浜市	11	146,229	1	15,442	13	55,961
53	川崎市	3	15,582	1	13,333	1	5,333
54	相模原市	1	24,910	0	0	1	14,410
55	新潟市	1	16,800	0	0		0
56	静岡市	3	58,180	1	23,933	1	45,640
57	浜松市	0	0	0	0	1	119,000
58	名古屋市	2	42,702	1	51,046	4	48,622
59	京都市	5	231,445	1	43,846	1	250,184
60	大阪市	2	22,848	1	18,780	9	49,849
61	堺市	1	18,560	1	1,820	1	5,923
62	神戸市	3	497,160	1	38,633	3	62,000
63	岡山市	0	0	0	0		0
64	広島市	2	115,360	1	74,846		
65	北九州市	0	0	1	84,440		0
66	福岡市	3	126,360	1	42,466	4	43,214
67	熊本市	9	46,537	1	55,380	6	5,072
指定都市小計		50	1,545,073	14	655,097	50	947,957

	都道府県市	令和2年度当初		令和3年度当初		令和4年度当初	
		内示件数	内示額	内示件数	内示額	内示件数	内示額
68	函館市	0	0	0	0		0
69	旭川市	0	0	1	83,533	1	10,174
70	青森市	0	0	0	0		0
71	八戸市	1	22,400	1	20,266		
72	盛岡市	2	26,000	0	0	1	20,278
73	秋田市	0	0	0	0		0
74	山形市	0	0	0	0	1	16,800
75	福島市	1	34,333	1	117,400	1	95,000
76	郡山市	2	96,750	1	7,424		0
77	いわき市	1	17,200	0	0	1	122,266
78	水戸市	3	139,299	1	217	9	6,941
79	宇都宮市	1	17,200	1	17,400	2	53,727
80	前橋市	0	0	1	31,701	1	69,800
81	高崎市	1	135,666	0	0		0
82	川越市	3	377,966	1	31,386		0
83	川口市	1	824	0	0		0
84	越谷市	0	0	0	0	2	21,500
85	船橋市	0	0	0	0	2	43,000
86	柏市	0	0	0	0	1	100,000
87	八王子市	1	315,933	1	52,548		0
88	横浜賀市	0	0	1	21,684	1	1,826
89	富士市	2	32,000	1	16,400	1	34,933
90	金沢市	1	24,800	1	13,904	1	3,242
91	福井市	0	0	0	0	1	100,000
92	甲府市	1	21,008	1	24,800	1	50,246
93	長野市	3	34,721	1	45,936	1	98,023
94	松本市			0	0		0
95	岐阜市	2	48,300	1	70,147	2	15,321
96	豊橋市	3	135,792	1	28,192		0
97	岡崎市	0	0	1	14,220	1	53,747
98	豊田市	2	33,600	1	36,600	1	100,000
99	一宮市	1	17,400	3	15,008		
100	大津市	1	34,333	1	27,686	2	71,716
101	豊中市	1	26,160	0	0	2	6,654
102	高槻市	1	18,560	0	0	2	45,800
103	枚方市	0	0	1	17,400	1	44,840
104	八尾市	1	17,200	1	62,699		0
105	堺市	0	0	1	26,446	1	21,500
106	東大阪市	1	157,580	0	0		0
107	吹田市	0	0	1	45,833		0
108	堺市	1	42,326	0	0		0
109	尼崎市	1	53,820	0	0		0
110	明石市	1	8,745	1	68,111		0
111	西宮市	0	0	1	17,400	1	17,600
112	奈良市	1	36,000	0	0	1	32,616
113	和歌山市	0	0	0	0		0
114	鳥取市	2	376,245	1	20,266		0
115	松江市	2	385,055	1	114,050	1	42,636
116	倉敷市	2	476	0	0		0
117	真市	0	0	0	0		0
118	福山市	0	0	0	0	4	4,296
119	下関市	0	0	1	3,400	2	7,645
120	高松市	0	0	0	0		0
121	松山市	1	21,000	1	2,447	4	35,294
122	高知市	2	34,400	1	173,066		0
123	久喜市	2	42,000	1	21,233	1	25,740
124	長崎市	0	0	0	0	1	31,034
125	佐世保市	0	0	0	0		0
126	大分市	2	209,213	1	17,400	1	21,500
127	宮崎市	2	19,314	0	0	1	21,500
128	鹿児島市	2	57,260	1	40,013	1	17,072
129	那覇市	0	0	0	0		0
中核市小計		57	3,053,479	34	1,308,608	60	1,479,275

全国合計	386	15,696,758	93	4,811,790	166	4,871,835
------	-----	------------	----	-----------	-----	-----------

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

## イ 施設種別別



※ 多機能型とは、障害者総合支援法に基づく指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うことをいう。

## 8. 執行状況(過去3年(交付決定ベース))

(単位:千円)

施設種別	採択額		
	令和2年度 (当初)	令和3年度 (当初)	令和4年度 (当初)
年度当初(合計)(a)	15,696,758	4,811,790	4,871,835
障害者支援施設	3,333,850	0	671,466
生活介護	1,853,966	597,357	761,505
就労系サービス	625,588	353,453	340,314
多機能型	3,451,566	1,499,050	1,390,315
共同生活援助	3,651,095	1,105,393	1,036,485
障害児関係施設等	1,666,598	1,225,855	241,764
その他	1,114,095	30,682	429,986
採択額(2回目以降)(b)	1,685,001	△ 151,562	92,180
予算額(c)	17,440,262	4,812,175	4,812,175
前年度繰越額(d)	0	0	151,947
執行残額((c+d)-(a+b))	58,503	151,947	107

※ 令和3年度(当初)の執行残額は翌年度(令和4年度)に繰り越している。

※ 令和2年度(当初)及び令和3年度予算繰り越し分と令和4年度(当初)予算の執行残額は施設整備費の執行ができないため不要となっている。

# 基本指針の策定スケジュール

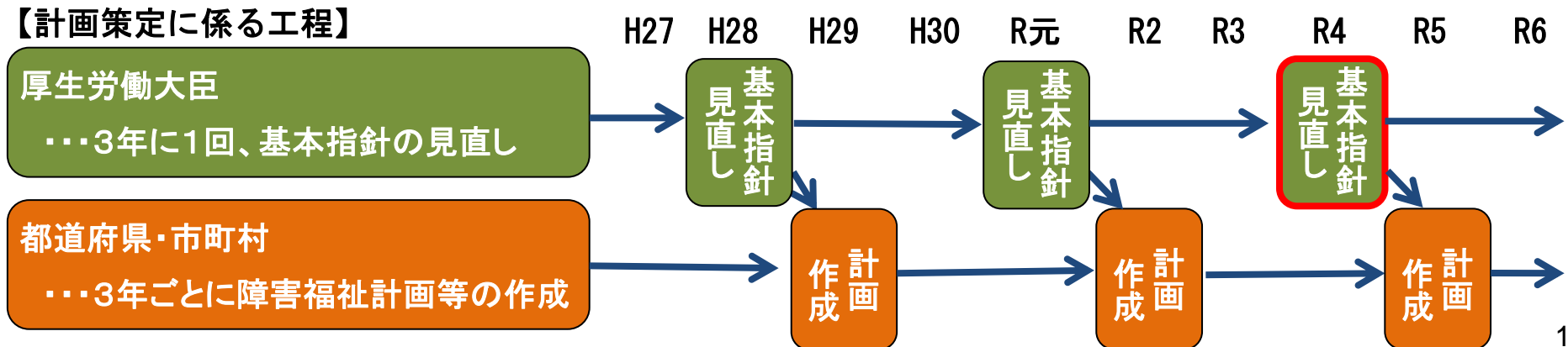
## 基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画(令和3～5年度)を作成するための基本指針は令和2年5月19日に告示

## 【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間(児) 30年度～2年度	第6期計画期間 第2期計画期間(児) 3年度～5年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成

## 【計画策定に係る工程】



# 障害福祉計画と基本指針の基本的な構造

## 国の基本指針（障害者総合支援法第87条）

障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

市町村及び都道府県の障害福祉計画に関する事項

その他の事項

（基本指針に即して計画を作成）

↑（計画の提出）

## 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条関係）

### （義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度における市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

（都道府県の意見を聴く）

### （努力義務）

障害福祉サービス等  
の見込量の確保方策

医療機関等の関係  
機関との連携

### （その他の事項）

- ・ 計画は障害者等の数、その障害の状況を勘案すること（義務）
- ・ 計画を作成する場合、障害者等の心身の状況等を把握した上で作成すること（努力義務）
- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（計画の提出）

## 都道府県障害福祉計画（障害者総合支援法第89条関係）

※各市町村を包括する広域的な見地から作成

### （義務）

障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

各年度における区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

各年度の指定障害者支援施設の必要  
入所定員総数（注）

各年度における都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み

### （努力義務）

区域ごとの障害福祉サービス等  
の見込量の確保方策

区域ごとの障害福祉サービス等  
に従事する者の確保又は  
資質の向上

施設障害福祉サービスの  
質の向上

区域ごとの医療機関等  
の関係者との連携

### （その他の事項）

- ・ 他の計画と調和が保たれること（義務） など

（注） 都道府県は、定員や見込量を超えることになる等の場合には、施設・事業所の指定を行わないことができる。（障害者支援施設、生活介護、就労継続支援B型）

# 障害福祉計画策定に係る障害者等の実態調査について

- 障害者総合支援法においては、市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、その事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとされている。
- 厚生労働省では、「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」を作成・周知するとともに、障害者ご本人（記載できない場合は家族または支援者が記入）に向けたアンケート調査票を参考として示している。

障害者等の実態を把握するに当たっては、障害者手帳の所持者数や障害福祉サービス等の利用実績など、既存の情報で把握が可能なものがある一方で、生活の状況やサービスの利用意向等のように、当該内容を把握するための調査を行わなければ把握できない内容もある。

計画の策定の際、障害者等の実態を把握している自治体では、障害当事者や障害者団体等に対して、アンケート調査やヒアリング調査を実施することにより障害者等の実態を把握している。

このため、厚生労働省では、自治体における障害福祉計画等の策定の参考となるよう「**障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル**」を作成・周知している。

このマニュアルでは、アンケート調査の実施等のポイントとして、**調査の流れ、調査内容、対象者の選定・抽出方法、調査票の設計、調査結果の集計・分析・計画への反映、実績値に基づくサービス見込み量の推計方法を記載するとともに、参考として障害者ご本人（記載できない場合は家族又は支援者が記載）へのアンケート調査票を示している。**自治体は、当該マニュアルを参考にして市町村障害福祉計画を作成している。

（参考）障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、**当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。**

# 第5期障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）のサービス見込量・実績（全国計）

（社会保障審議会障害者部会（第133回）参考資料3（抜粋））

## ○ 日中活動系サービス

種類	項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	サービス量	見込み	572 万人日分	587.9 万人日分	594.9 万人日分
		実績	549 万人日分	566.5 万人日分	606.0 万人日分
	サービス利用者数	見込み	29.3 万人	30.0 万人	30.3 万人
		実績	28.3 万人	28.6 万人	29.2 万人
自立訓練（機能訓練）	サービス量	見込み	6.3 万人日分	6.8 万人日分	7.1 万人日分
		実績	3.0 万人日分	3.0 万人日分	2.9 万人日分
	サービス利用者数	見込み	0.5 万人	0.5 万人	0.5 万人
		実績	0.2 万人	0.2 万人	0.2 万人
自立訓練（生活訓練）	サービス量	見込み	22.7 万人日分	24.1 万人日分	25.2 万人日分
		実績	17.8 万人日分	18.4 万人日分	20.6 万人日分
	サービス利用者数	見込み	1.4 万人	1.5 万人	1.6 万人
		実績	1.2 万人	1.3 万人	1.3 万人
就労移行支援	サービス量	見込み	66.8 万人日分	72.8 万人日分	78.2 万人日分
		実績	55.0 万人日分	56.0 万人日分	63.9 万人日分
	サービス利用者数	見込み	4.0 万人	4.4 万人	4.7 万人
		実績	3.4 万人	3.4 万人	3.5 万人
就労継続支援（A型）	サービス量	見込み	146.2 万人日分	156.8 万人日分	166.1 万人日分
		実績	136.7 万人日分	141.9 万人日分	157.0 万人日分
	サービス利用者数	見込み	7.5 万人	8.1 万人	8.6 万人
		実績	7.0 万人	7.2 万人	7.7 万人

種類	項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続支援（B型）	サービス量	見込み	440.3 万人日分	464.1 万人日分	485.3 万人日分
		実績	431.7 万人日分	461.7 万人日分	528.6 万人日分
	サービス利用者数	見込み	25.2 万人	26.5 万人	27.7 万人
		実績	25.6 万人	26.9 万人	28.7 万人
就労定着支援	サービス利用者数	見込み	1.4 万人	1.8 万人	2.1 万人
		実績	0.7 万人	1.1 万人	1.3 万人
療養介護	サービス利用者数	見込み	2.1 万人	2.1 万人	2.1 万人
		実績	2.1 万人	2.1 万人	2.1 万人
短期入所	サービス量	見込み	40.2 万人日分	43.1 万人日分	45.5 万人日分
		実績	37.6 万人日分	33.5 万人日分	32.7 万人日分
	サービス利用者数	見込み	6.4 万人	6.9 万人	7.3 万人
		実績	5.7 万人	4.9 万人	4.4 万人

## ○ 居住系サービス

種類	項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	サービス利用者数	見込み	0.5 万人	0.6 万人	0.7 万人
		実績	0.1 万人	0.1 万人	0.1 万人
共同生活援助	サービス利用者数	見込み	12.2 万人	13.0 万人	13.6 万人
		実績	12.3 万人	13.2 万人	14.3 万人
施設入所支援	サービス利用者数	見込み	13.1 万人	13.0 万人	12.7 万人
		実績	12.9 万人	12.8 万人	12.7 万人

# 都道府県等の補助要綱における補助対象の制限と協議件数

(令和4年度当初予算における協議状況)

- 都道府県等の補助要綱において、共同生活援助、医療的ケアに対応した施設などの施設の種別や、創設や大規模修繕等の整備区分を基に補助対象について制限を定めている都道府県等は26自治体あり、その協議件数はいずれも少ない傾向にある。

## 都道府県（自治体数）

協議件数	10件以上	5-9件	1-4件	0件	計
		8	16	20	3
内) 施設種別の制限あり	0	0	1	0	1
内) 整備区分の制限あり	0	0	0	0	0
内) 両方の制限あり	0	0	2	1	3

## 指定都市（自治体数）

協議件数	10件以上	5-9件	1-4件					0件	計
				4件	3件	2件	1件		
	1	2	16	1	2	3	10	1	20
内) 施設種別の制限あり	0	0	1	0	0	1	0	1	2
内) 整備区分の制限あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内) 両方の制限あり	0	0	5	0	0	1	4	0	5

## 中核市（自治体数）

協議件数	10件以上	5-9件	1-4件					0件	合計
				4件	3件	2件	1件		
	0	0	37	4	4	9	20	25	62
内) 施設種別の制限あり	0	0	4	1	0	0	3	2	6
内) 整備区分の制限あり	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内) 両方の制限あり	0	0	3	0	0	2	1	6	9

# 参考事例：社会福祉施設等施設整備補助金の協議書

障害者施設整備計画協議書											
都道府県(市)名				優先順位	1位	施設建設地					
事業計画				単年度		整備方針					
障害福祉計画の該当の有無 ※該当がある場合、該当の部分を添付してください。								有・無			
事業(施設)種別				生活介護		整備区分		創設			
施設名				設置主体	福						
現在定員	通所定員	人		整備後定員	通所定員	20人		着工予定年月	5年7月		
	入所定員	人			入所定員	人			竣工予定年月	6年3月	
	日中活動部門	人			日中活動部門	人		その他		発達障害者支援センター	
	施設入所・宿泊型部門	人			施設入所・宿泊型部門	人			エレベーター等設置整備		有・無
	共同生活援助(身体・知的・精神)	人			共同生活援助(身体・知的・精神)	人			相談支援		有・無
	障害児施設( )	入所定員	人		障害児施設( )	入所定員	人		障害児相談支援		有・無
		通所定員	人			通所定員	人		居宅介護		有・無
	短期入所(加算も記載)	人			短期入所(加算も記載)	人			保育所等訪問支援		有・無
	小規模グループケア定員数	人			小規模グループケア定員数	人					
	その他( )	人			その他( )	人					
11	法人審査会の状況	1 既設法人[認可H3年6月5日]			2 新設法人[法人審査会での審査終了年月日 年 月 日]						
協議全体に関する都道府県(市)の意見等	施設選定会議の状況	施設選定会議での審査終了年月日 R5年1月31日									
	※必ず記入すること。	<p>・同法人が運営する多機能型の生活介護及び就労継続支援B型を再編し、重度障害者や強度行動障害者を受け入れるための生活介護サービス単独の事業所を同法人所有の土地に新たに創設するもの。</p> <p>・現状、同法人の利用対象エリアでは重度障害者等の入所施設の待機状態となっている。同法人が運営している事業所に通所されているものの、支援に限界がある状況である。新しい事業所を新設することにより、重度障害者等の環境に十分配慮した単独の支援を行うことができる。</p>									
	県(市)担当者	課名	障害福祉課		係名						
		氏名			電話						



# 参考事例：障害福祉施設の整備に関する地域のニーズ・状況

「[ ]」の早急な施設整備の必要性について

- 現在、当法人の利用対象エリア（[ ]・[ ]圏域）に設置されている指定生活介護事業所は12か所（273名分）であるが、うち半数以上の7か所（197人分）は「[ ]」等の[ ]事業所である。
- 近年、中軽度の障害者については、こうした[ ]事業所に通うケースが増えている一方で、強度行動障害者や重度障害者は、刺激が多いこと、活動スペースが狭いこと、自傷・他害の等の問題行動が多いこと等から支援を断られるのが現実であり、当法人で受入れざるを得ない状況となっている。
- 具体的には、保護者の高齢化等により自宅では面倒を見切れなくなってきた方や地元の「[ ]病院」等の精神病棟で長期入院している方、[ ]内の障害児入所施設で在所延長しながら受入れ先を探している方など強度行動障害の受入れ待機者が10名程度存在している。
- 現在、当法人では、「[ ]」（入所）が満床状態のこともあって、やむを得ず三か所の通所事業所（行動障害）に分散して強度行動障害者9名に対応しているが、いずれも旧小規模作業所から引き続き活動している多機能型事業所であるため、個別の強度行動障害者向けの支援設備が不十分であり、スタッフも強度行動障害者への支援に手を取られ事業所運営にも支障が出ている。

○ こうしたことから、強度行動障害者が地域で安心して暮らせるよう、重度障害に専門的に対応できる通所施設の整備が急務となっており、ぜひとも補助採択をお願いしたい。なお、待機者や他の事業所における支援困難者を含めると、定員20名は確保される見込みである。

- また、施設整備のメリットとしては以下の点があげられる。
  - ・ 障害者支援施設「[ ]」に隣接する法人所有地であり、緊急時のショートステイや医療的ケア、スタッフのバックアップが可能なこと
  - ・ 法人職員の多くが強度行動障害支援研修を受講済みであり、専門的ノウハウを持っており、対象者向けの個別支援計画が実施できること
  - ・ 地元の「[ ]総合病院」との十分な連携が可能なこと
  - ・ 強度行動障害者支援の専門機関として他の事業所職員の研修の場として期待できること

各サービスの1か月当たりの見込み量

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	63	64	66
	人日/月	1,181	1,199	1,237

市町村障害福祉計画  
(抄)

# (自立支援)協議会の概要

## 経緯

- (自立支援)協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

## 概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法第89条の3第1項)
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法第88条第9項、第89条第7項)
- 設置状況(R4.4月時点) 市町村: 1,698自治体(設置率約98%) ※協議会数: 1,214箇所  
都道府県: 47自治体(設置率100%)

# 都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

## 都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

## 都道府県相談支援体制整備事業の概要

### 実施要綱

**目的** 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

### 事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助  
例: 権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等

### アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

### 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

設置状況・運営方法

【設置状況】

○設置済み：47都道府県

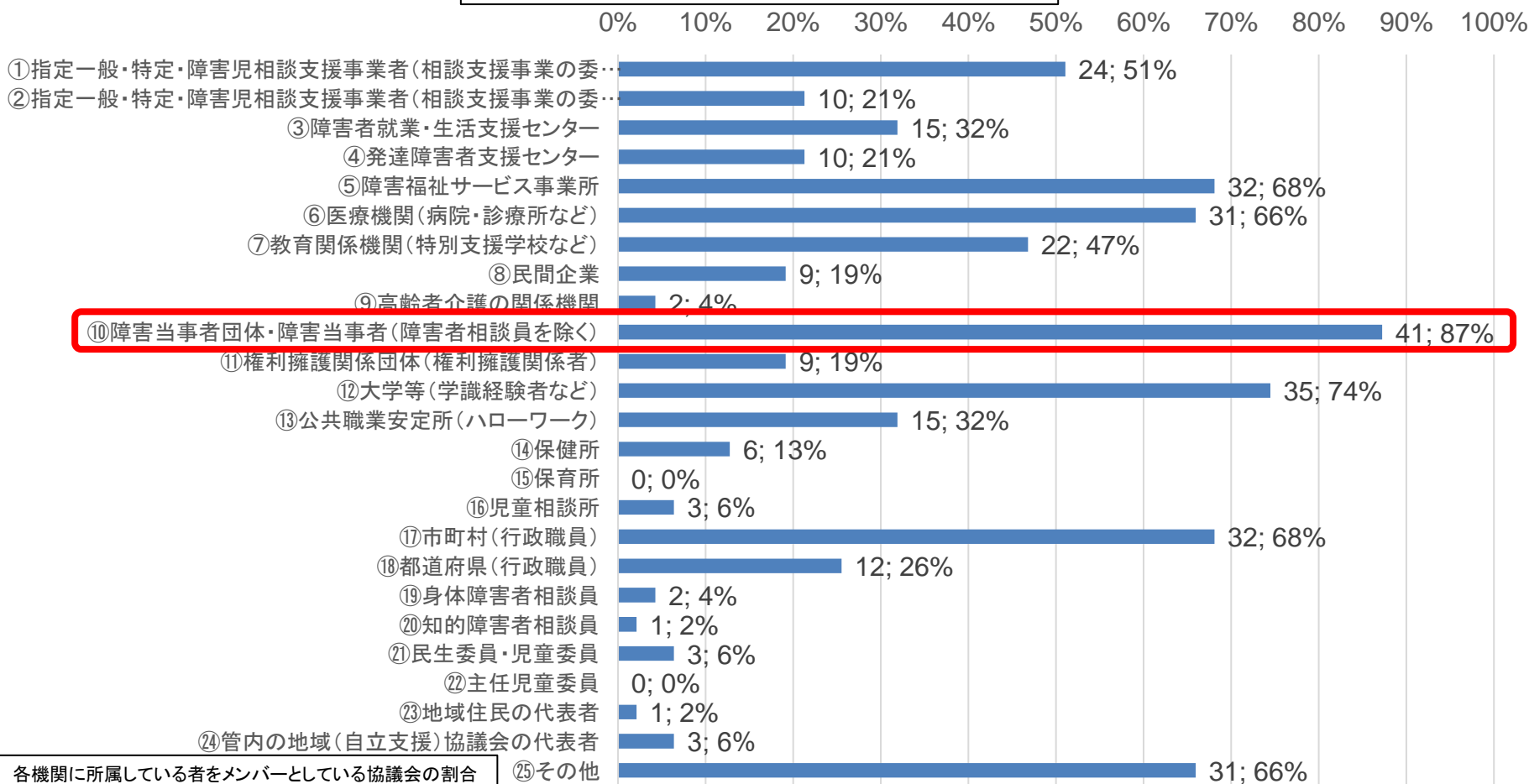
【運営方法】

○直営：46都道府県

○委託：1都道府県

（自立支援）協議会の構成メンバー（所属別）

設置都道府県数：47



各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

# 国が直接行う事業における事業選定について

「研究開発、調査、広報の業務委託に関する総合評価落札方式の実施について」（平成 21 年 3 月 31 日付 大臣官房会計課監査指導室調達専門官事務連絡）より一部抜粋

## （1）技術審査委員の選定

技術審査委員は、透明性及び公平性を確保する観点から、委員長（副委員長を置く場合は、副委員長を含む。）を外部の有識者とするとともに、委員の 1 / 2 以上を外部の有識者（利益相反を考慮）にすること。なお、選定に係る標準的な体制を示すと以下のとおり。

- ① 委員会は、委員長（副委員長を置く場合は、「委員長、副委員長」とする。）及び委員により構成する。
- ② 委員長は外部有識者とするとともに、委員の 1 / 2 以上を外部有識者とする。
- ③ 業者選定に係る責任は、最終的に国が負うべきものであることから、委員には当該調達の担当課室等の長を選定する。
- ④ 委員会には事務局を置き、事務を司ることとし、設置要綱を作成する。

# 論点と見直しの方向性

## 論点

- 地方自治体の整備計画に基づき行う国に対する協議額が予算額を大幅に超過していることから、必要な運用の見直しなどの検討を行うべきではないか。

## 現状

- 都道府県等は障害者総合支援法に基づき、地域のニーズを踏まえて、障害福祉計画（多くは計画期間3年）を策定している。
- 計画の策定に当たっては地域のニーズを調査等により確認し、そのニーズに応じたサービスの種類ごとの必要量を検討し計画に記載している。
- 都道府県等は、地域のサービスの量、必要性、緊急性などを勘案しながら、サービス提供者となる法人の意向や、地域の障害当事者団体の意見も聞きながら総合的に検討し、国庫補助協議を行っている。
- 近年、都道府県等からの国庫補助協議額が予算額を上回っていることから、国が示す「優先順位を付す際の指標」を参考に、「真に必要な施設について、優先順位を付して協議」することとしている。
- 都道府県等における国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定することとしているが、外部有識者、当事者等を加えて審査を行っているところは多くない。

## 見直しの方向性

- 現状、都道府県等の毎年度の国予算に対する提案・要望として、多くの都道府県等から必要な予算の確保を求められている事業であり、引き続き予算の確保に努めていく。
- 本事業の実施主体である都道府県等は、地域の当事者等のニーズや障害福祉サービスの提供者（法人）の状況を踏まえて、対象施設を総合的に検討・決定し、国庫補助協議を行っている。この決定プロセスへの国の関与は一定の範囲内とする必要はあるが、決定プロセスに係るアンケート結果等を踏まえ、一定の見直しを検討する。その際、都道府県等の事務負担も考慮する。

# 都道府県等における事業対象施設の決定プロセス

- 国の協議通知において、「国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること」としているところ。
- 令和5年度本予算等による本事業について、地方自治体における国庫補助協議の内容の決定にあたり、どのような決定プロセスであったのか等についてとりまとめた。

## ○社会福祉施設等施設整備費補助金の国庫補助協議にかかる自治体アンケート集計結果

アンケート内容		回答結果	
		○	×
Q 1	国庫補助協議の協議内容を検討するにあたり、審査会、検討会、審議会等を開催している。	114	9
	Q 1-1 審査会等の構成員に県の施設整備の担当者以外の職員が含まれている。	91	23
	Q 1-2 審査会等の構成員に外部有識者が含まれている。	47	67
	Q 1-3 審査会等の構成員に当事者又は当事者団体が含まれている。	8	106
Q 2-1	建設地の市町村の意見等を聞いている。	86	29
Q 2-2	障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会の意見等を聞いている。	15	107
Q 3	国庫補助協議において、各協議案件に優先順位を付すにあたり、基準を設けている。	99	24
	Q 3-1 優先順位を付す際の指標を参考にしている。	88	13
	Q 3-2 自治体独自の基準を設けている。	81	20
Q 4	国庫補助協議において、各自治体の判断による補助制限を設けている。	43	79
	Q 4-1 補助制限の内容は複数年度にわたるものを設けている。	17	27
	Q 4-2 補助制限の内容は年度ごとに見直す機会がある。	36	8
	Q 4-3 施設種別に制限を設けている。	33	11
	Q 4-4 整備区分（創設、改築等）制限を設けている。	25	19
	Q 4-5 独自の補助条件（要件）を付している。	25	20

※県(2カ所)、指定都市(1カ所)、中核市(3カ所)については、資料作成時点で未提出である。

# 社会福祉施設等施設整備費補助金について

1. 社会福祉施設等施設整備費補助金の概要
2. 参考資料

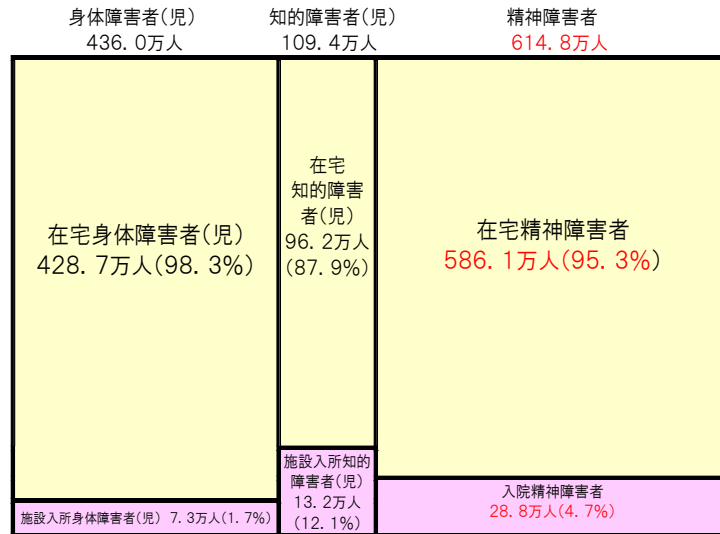


# 障害者の数

- 障害者の総数は**1160.2万人**であり、人口の約**9.2%**に相当。
- そのうち身体障害者は**436.0万人**、知的障害者は**109.4万人**、精神障害者は**614.8万人**。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

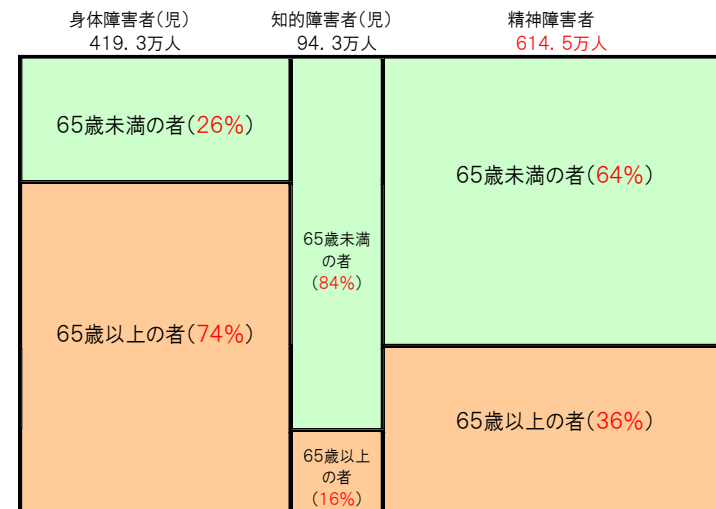
## (在宅・施設別)

障害者総数 **1160.2万人**(人口の約**9.2%**)  
 うち在宅 **1111.0万人**(**95.8%**)  
 うち施設入所 **49.3万人**(**4.2%**)



## (年齢別)

65歳未満 **51%**  
 65歳以上 **49%**



出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)等、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(令和2年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。

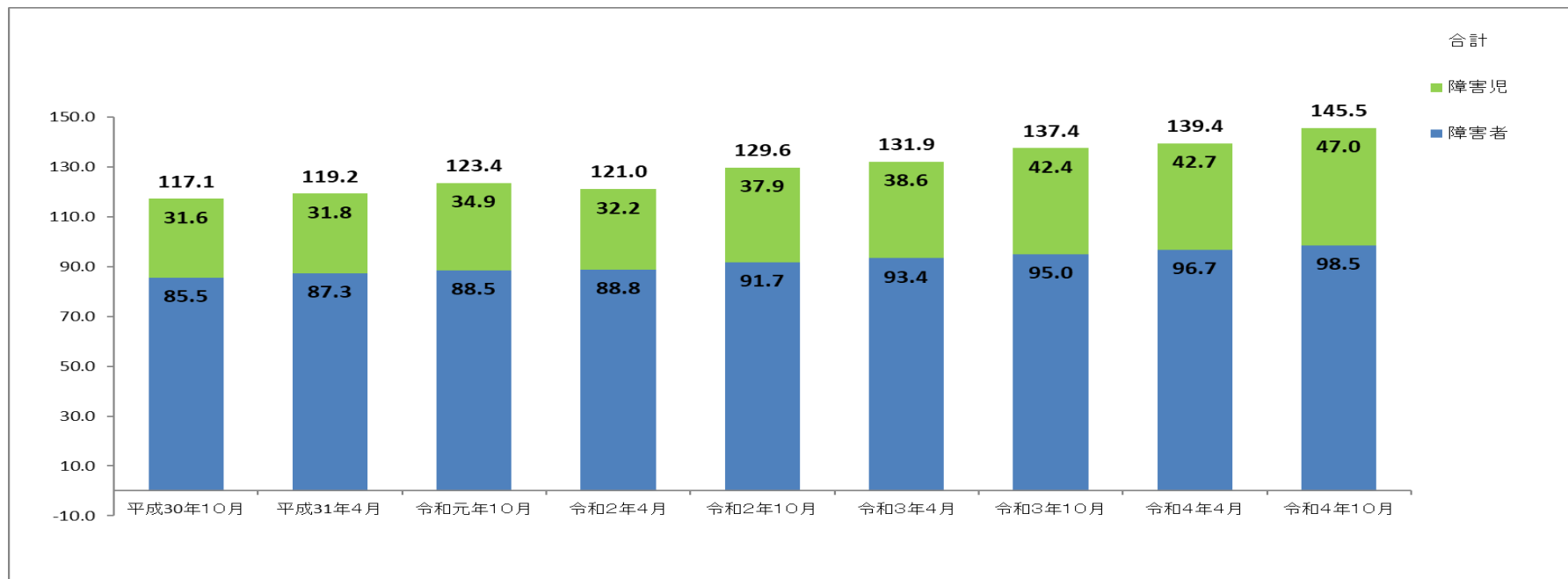
※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出し、精神障害者数は在宅及び施設入所者数(いずれも年齢不詳を除く)で算出。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

※令和2年から患者調査の総患者数の推計方法を変更している。具体的には、再来外来患者数の推計に用いる平均診療間隔の算出において、前回診療日から調査日までの算定対象の上限を変更している(平成29年までは31日以上を除外していたが、令和2年からは99日以上を除外して算出)。

# 利用者数の推移(6ヶ月毎の利用者数推移)(障害福祉サービスと障害児サービス)

(単位:万人)



○令和3年10月→令和4年10月の伸び率(年率)..... 5.9%

(令和4年10月の利用者数)

このうち

身体障害者の伸び率.....	1.1%
知的障害者の伸び率.....	2.2%
精神障害者の伸び率.....	7.8%
障害児の伸び率.....	10.8%

身体障害者.....	22.7万人
知的障害者.....	44.0万人
精神障害者.....	29.8万人
難病等対象者...	0.4万人 (4,308人)
障害児.....	48.5万人 (※)

(※障害福祉サービスを利用する障害児を含む)

# 障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数	
訪問系	介護給付	居宅介護 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	196,783	21,568
		重度訪問介護 <span>者</span>	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	12,094	7,454
		同行援護 <span>者</span> <span>児</span>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	25,523	5,690
		行動援護 <span>者</span> <span>児</span>	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	12,713	1,992
		重度障害者等包括支援 <span>者</span> <span>児</span>	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	47	11
日中活動系	施設系	短期入所 <span>者</span> <span>児</span>	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	45,305	5,161
		療養介護 <span>者</span>	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	21,049	258
		生活介護 <span>者</span>	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	298,889	12,286
		施設入所支援 <span>者</span>	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	124,962	2,565
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 <span>者</span>	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う	1,267	283
		共同生活援助 <span>者</span>	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	164,193	12,068
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,155	185
		自立訓練（生活訓練） <span>者</span>	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	13,994	1,291
		就労移行支援 <span>者</span>	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	36,273	2,996
		就労継続支援（A型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	82,566	4,320
		就労継続支援（B型） <span>者</span>	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	318,459	15,733
		就労定着支援 <span>者</span>	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	14,829	1,509

(注) 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和4年9月サービス提供分（国保連データ）

# 障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	<b>児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	149,923	10,393
		<b>医療型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,636	88
		<b>放課後等デイサービス</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	306,490	19,268
訪問系	障害児	<b>居宅訪問型児童発達支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	326	104
		<b>保育所等訪問支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,464	1,488
入所系	障害児	<b>福祉型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,318	178
		<b>医療型障害児入所施設</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,761	196
相談支援系	相談支援に係る給付	<b>計画相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> <span style="color: blue;">児</span> 【サービス利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成</li> <li>支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成</li> </ul> 【継続利用支援】 <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）</li> <li>事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨</li> </ul>	247,730	9,772
		<b>障害児相談支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">児</span> 【障害児利用援助】 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成</li> <li>給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成</li> </ul> 【継続障害児支援利用援助】	95,057	6,169
		<b>地域移行支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	556	313
		<b>地域定着支援</b> <span style="color: red;">●</span> <span style="color: blue;">者</span> 常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	3,995	548

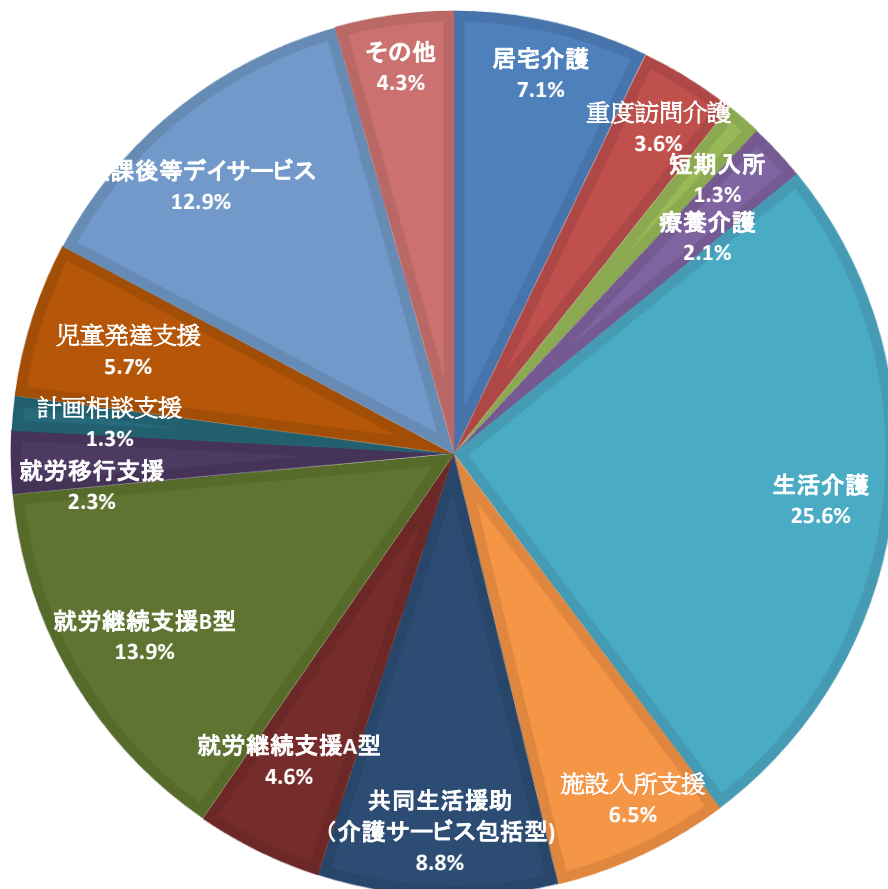
※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない） ※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「●」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 4年 9月サービス提供分（国保連データ）

# 障害福祉サービス等におけるサービス種類別に見た総費用額及び構成割合 (令和3年度)

令和3年度	総費用額(億円)	
	金額	比率
合計	31,792	100.0%
居宅介護	2,264	7.1%
重度訪問介護	1,129	3.6%
短期入所	417	1.3%
療養介護	683	2.1%
生活介護	8,143	25.6%
施設入所支援	2,055	6.5%
共同生活援助(介護サービス包括型)	2,786	8.8%
就労継続支援A型	1,470	4.6%
就労継続支援B型	4,432	13.9%
就労移行支援	732	2.3%
計画相談支援	400	1.3%
児童発達支援	1,803	5.7%
放課後等デイサービス	4,102	12.9%
その他	1,376	4.3%
同行介護	194	0.6%
行動介護	164	0.5%
重度障害者等包括支援	4	0.0%
自立生活援助	3	0.0%
共同生活援助(外部サービス利用型)	150	0.5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	214	0.7%
宿泊型自立訓練	48	0.2%
自立訓練(機能訓練)	26	0.1%
自立訓練(生活訓練)	211	0.7%
就労移行支援(養成施設)	1	0.0%
就労定着支援	51	0.2%
地域移行支援	3	0.0%
地域定着支援	4	0.0%
障害児相談支援	154	0.5%
医療型児童発達支援	9	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	3	0.0%
保育所等訪問支援	32	0.1%
福祉型障害児入所施設	54	0.2%
医療型障害児入所施設	52	0.2%

- 居宅介護
- 生活介護
- 就労継続支援B型
- 放課後等デイサービス
- 重度訪問介護
- 施設入所支援
- 就労移行支援
- その他
- 短期入所
- 療養介護
- 共同生活援助(介護サービス包括型)
- 計画相談支援
- 就労継続支援A型
- 児童発達支援



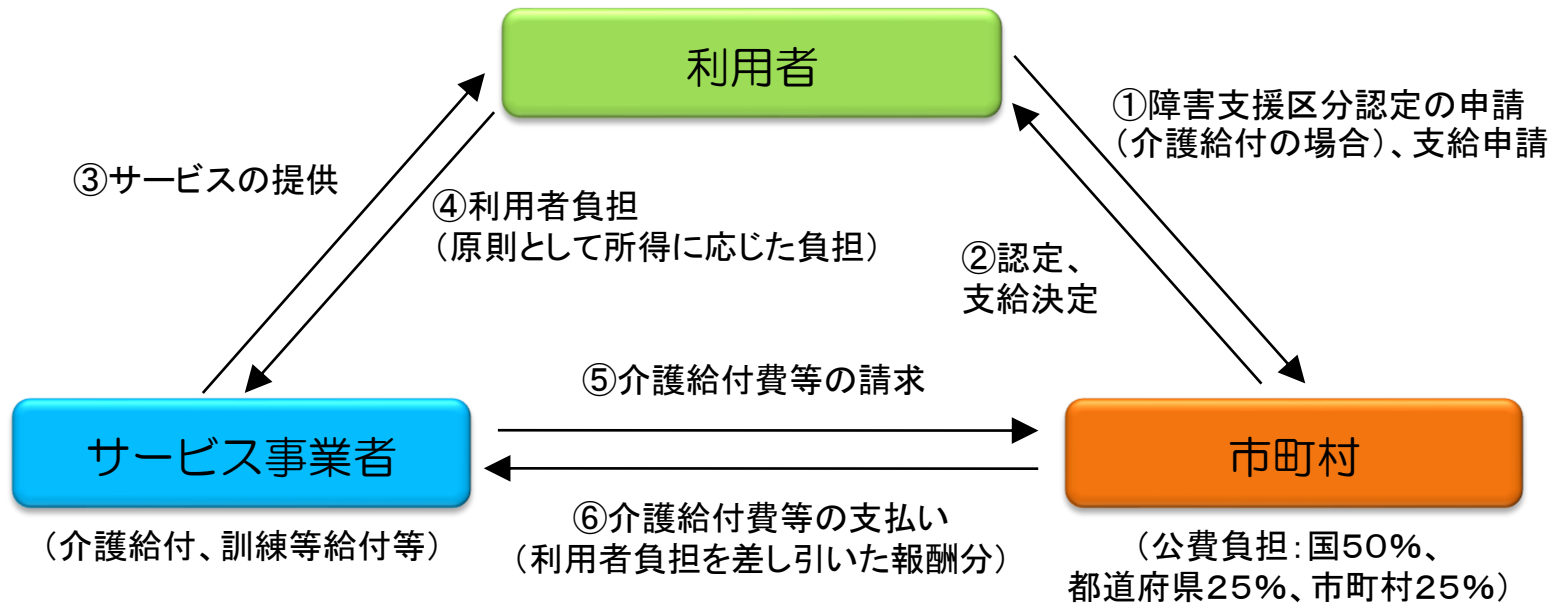
出典: 国保連データ

※端数処理の関係で内訳の合計は総数に一致しない。

# 障害福祉サービス等報酬について

- 障害福祉等サービス報酬とは、事業者が利用者に障害福祉サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいう。
- 障害福祉サービス等報酬は各サービス毎に設定されており、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっている。

## 【障害福祉サービス等報酬の支払いの流れ(概要)】



# 障害福祉サービスの指定について

- 障害福祉サービス事業者が総合支援法に基づく報酬を市町村等から受けるためには、事業者が所在する都道府県等からサービスの指定を受ける必要がある。
- 厚生労働省はサービス指定の基準を示しており、都道府県はそれに基づき条例を作成している。条例を定めるに当たって、厚労省の基準は「従うべき基準」、「標準とすべき基準」、「参酌すべき基準」に分類されており、従うべき基準から変更することは原則認められない。

## <指定基準で定められている主な事項>

・サービスに配置すべき従業者の員数 ・必要な設備 ・支援の具体的な方法 ・緊急時の対応 等

※下線が引いてあるものは「従うべき基準」



## <注>

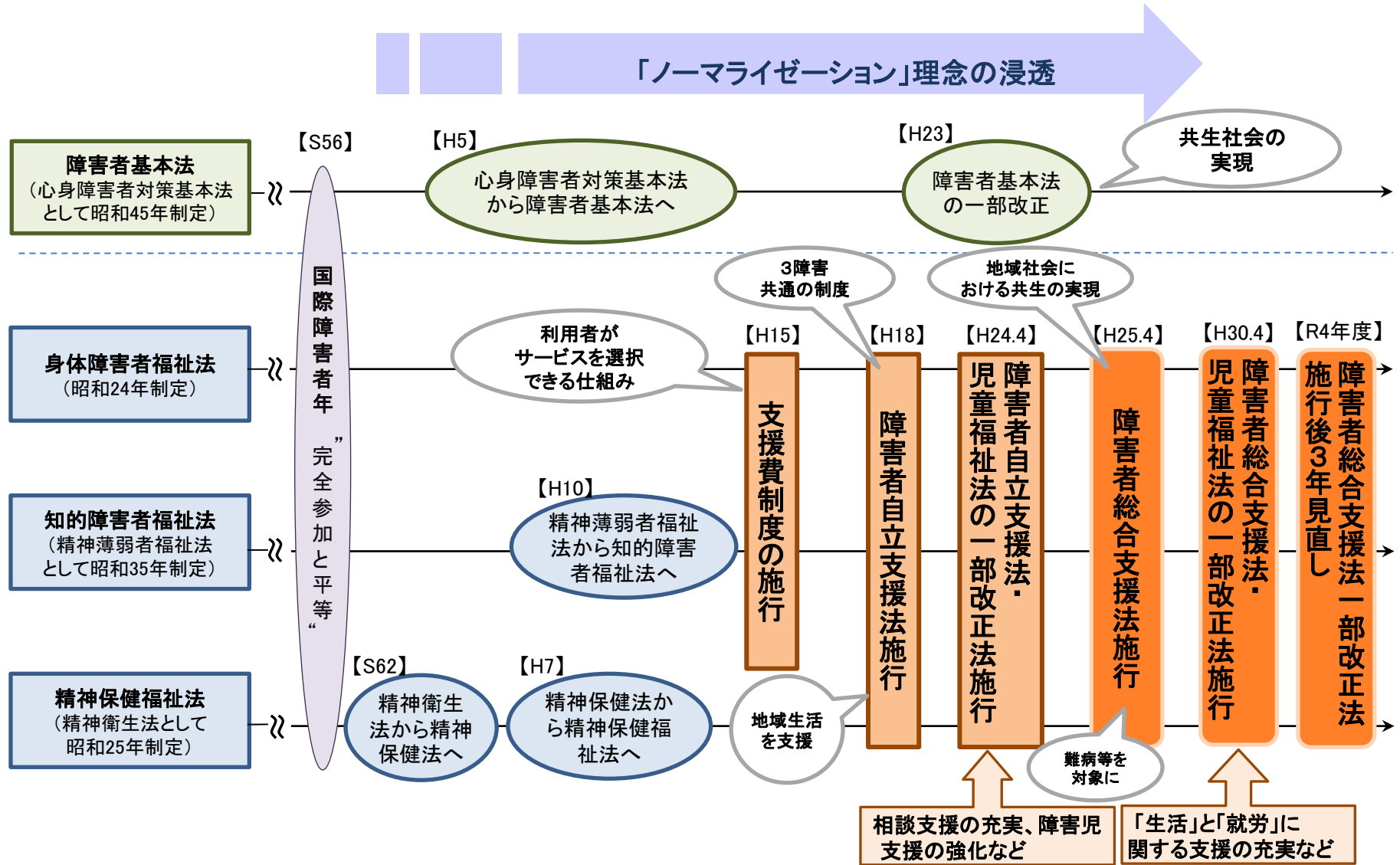
中核市や指定都市に所在する事業所は、市に指定の申請等を行う。また特定相談支援(基本相談支援+計画相談支援)の指定は市町村が行っている。

# 障害福祉サービス等事業所の指定と障害福祉サービス等の支給決定の権限

		都道府県		指定都市		中核市		市町村		
		指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	指定	支給決定	
障害者総合支援法	障害者支援施設	施設入所支援	○	—	○	○	○	○	—	○
	障害福祉サービス事業者	生活介護、共同生活援助 就労継続支援 等	○	—	○	○	○	○	—	○
	一般相談支援事業者	地域相談支援	○	—	○	○	○	○	—	○
	特定相談支援事業者	計画相談支援	—	—	○	—	○	—	○	—

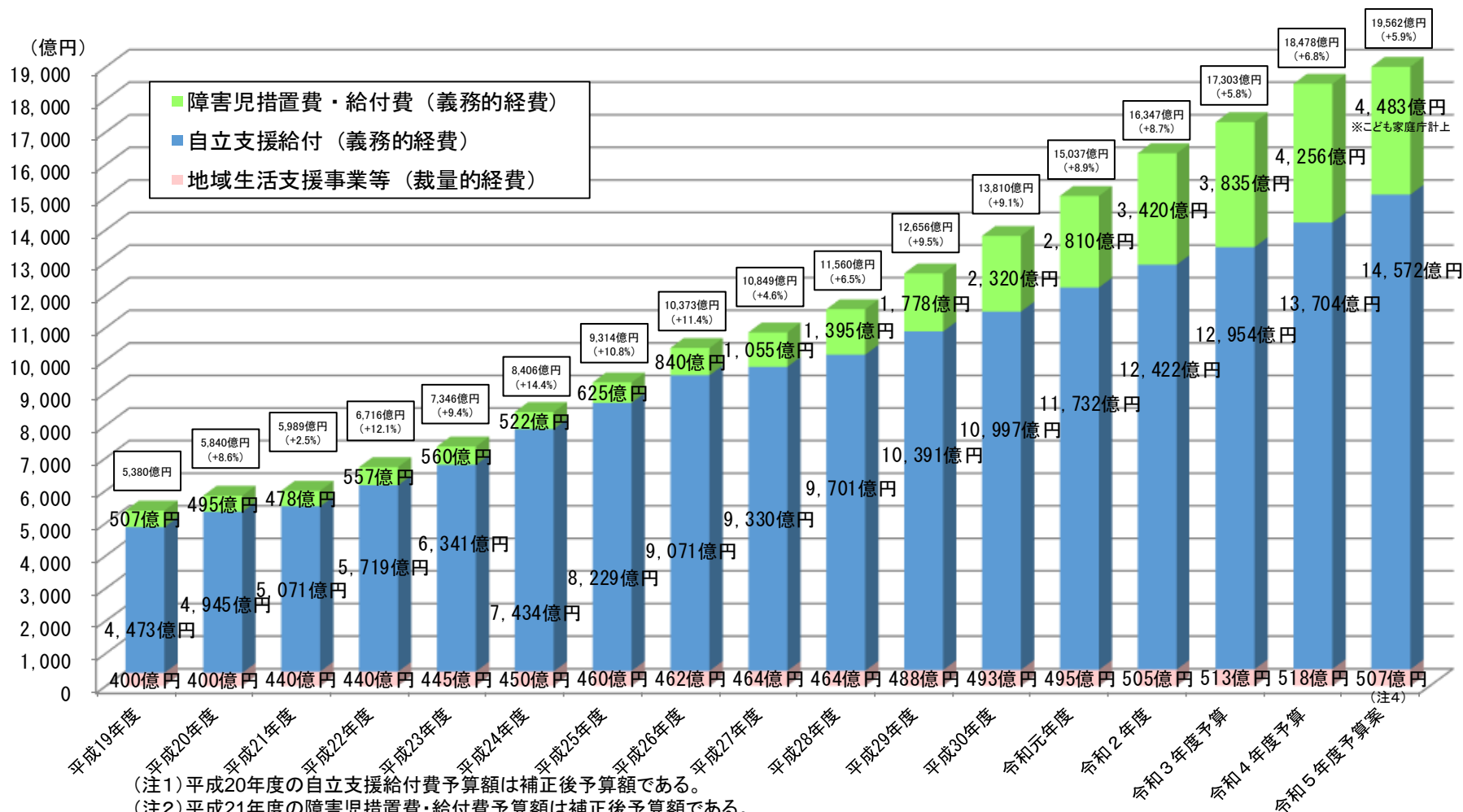


# 障害保健福祉施策の歴史



# 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は15年間で3倍以上に増加している。



# 障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た利用者数の推移(各年度月平均)

(単位:千人)



注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

# 障害福祉サービス等における主なサービス種類別に見た事業所数の推移(各年度月平均)

(単位:千)

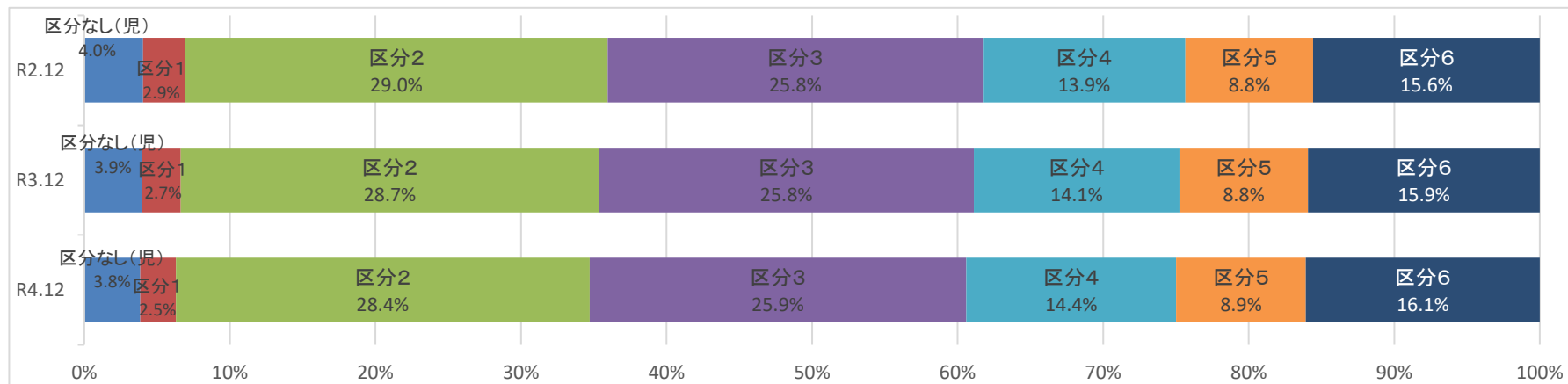


注:その他は、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、共同生活援助(外部サービス利用型、日中サービス支援型)、宿泊型自立訓練、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の合計である。

出典:国保連データ

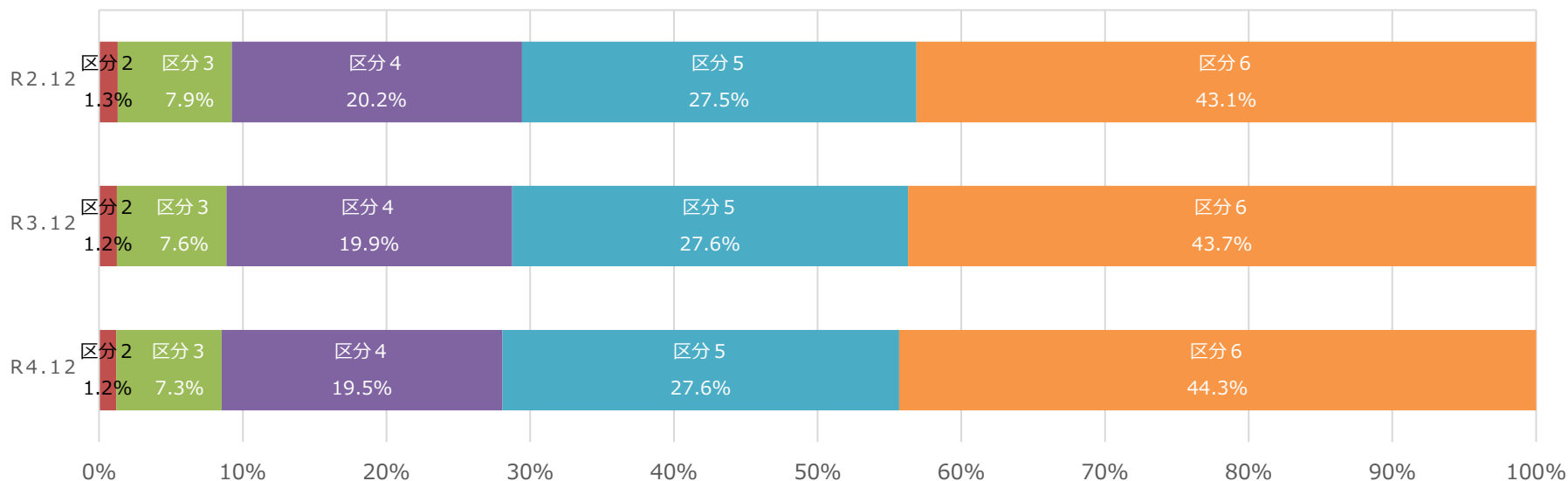
# 主なサービスの利用者の状況(1)

## 【居宅介護の利用者の状況】



※出典：国保連データ(区分なし(者)を除く。)

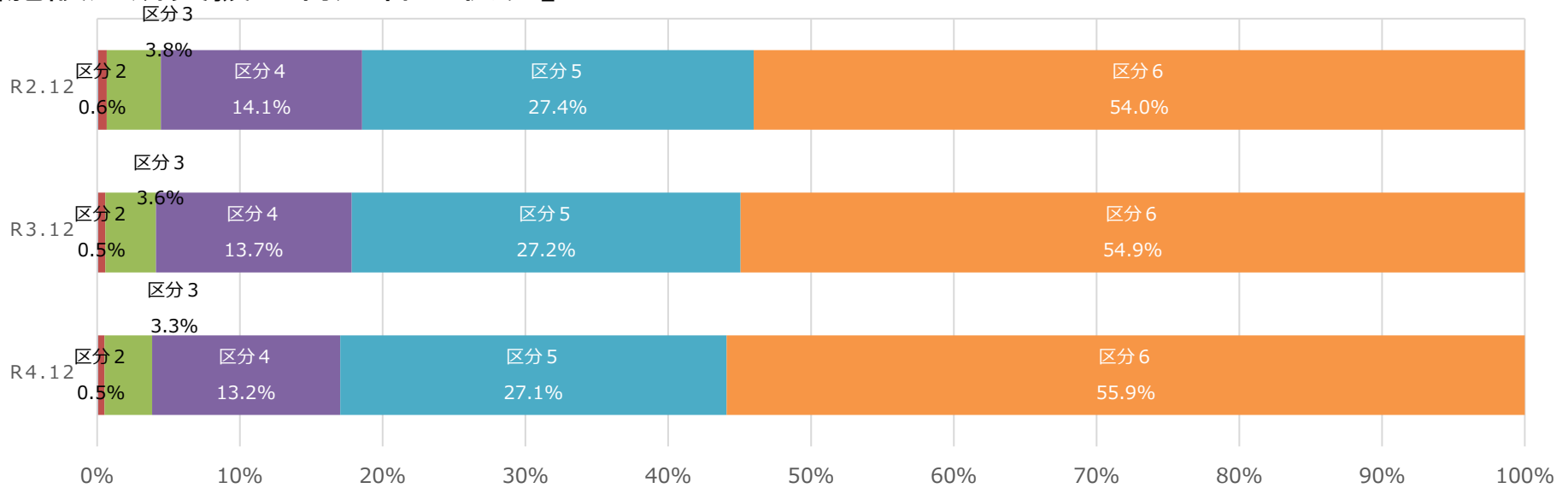
## 【生活介護の利用者の状況】



(出典)国保連データ(区分なしを除く。)

# 主なサービスの利用者の状況(2)

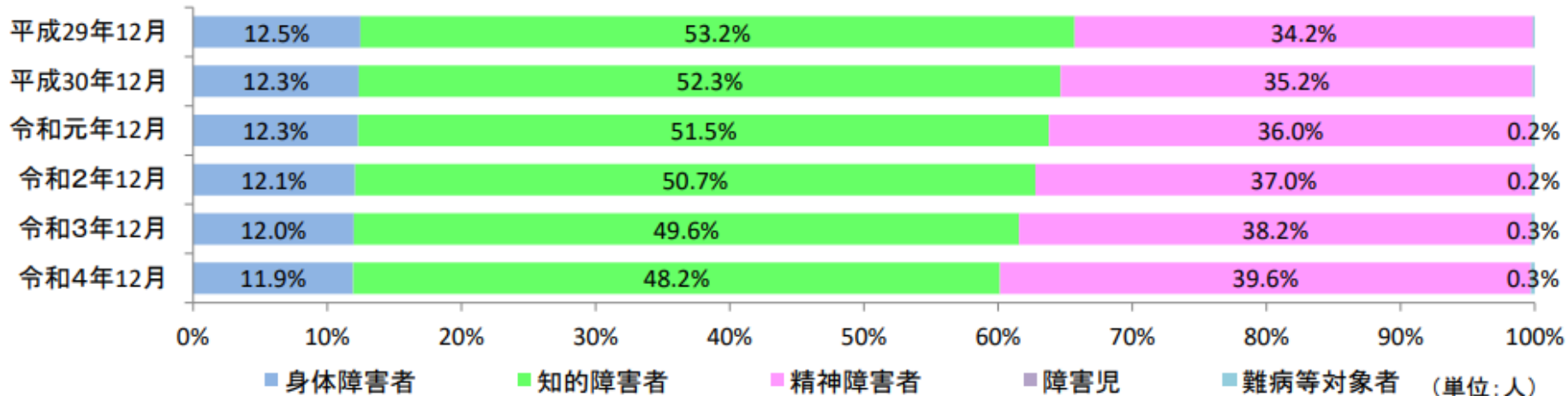
## 【施設入所支援の利用者の状況】



(出典)国保連データ(区分なしを除く。)

## 【就労継続支援B型の利用者の状況】

利用者の障害種別の分布状況



(単位:人)

# 主なサービスの利用者の状況(3)

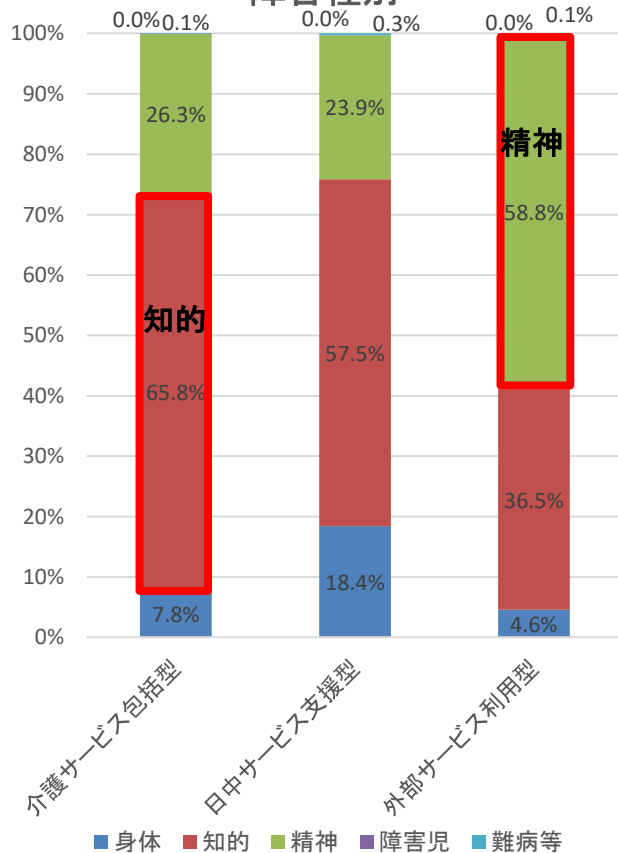
## 【施設入所支援の利用者の状況】

- ・介護サービス包括型は知的障害者、外部サービス利用型は精神障害者が多い
- ・日中サービス支援型は他類型より身体障害者の割合が高い

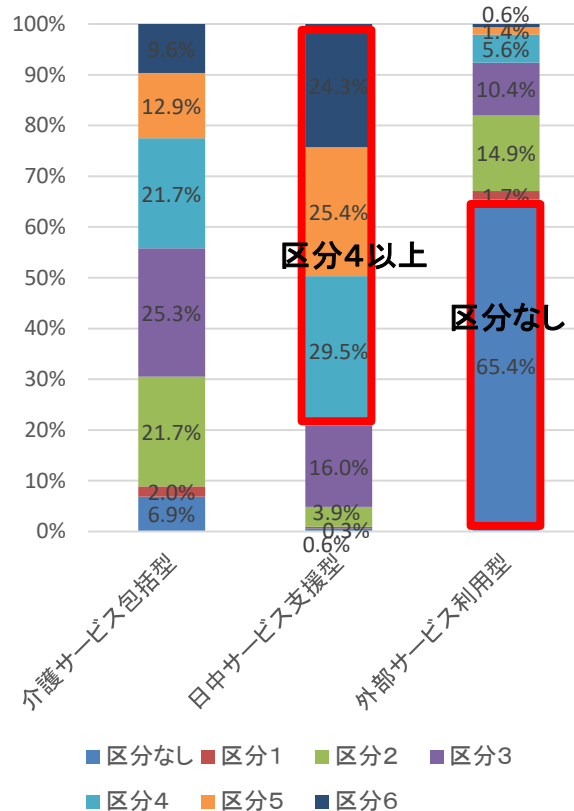
日中サービス支援型は区分4以上が多く、外部サービス利用型は区分なしが多い

類型別の年齢に大きな偏りはない

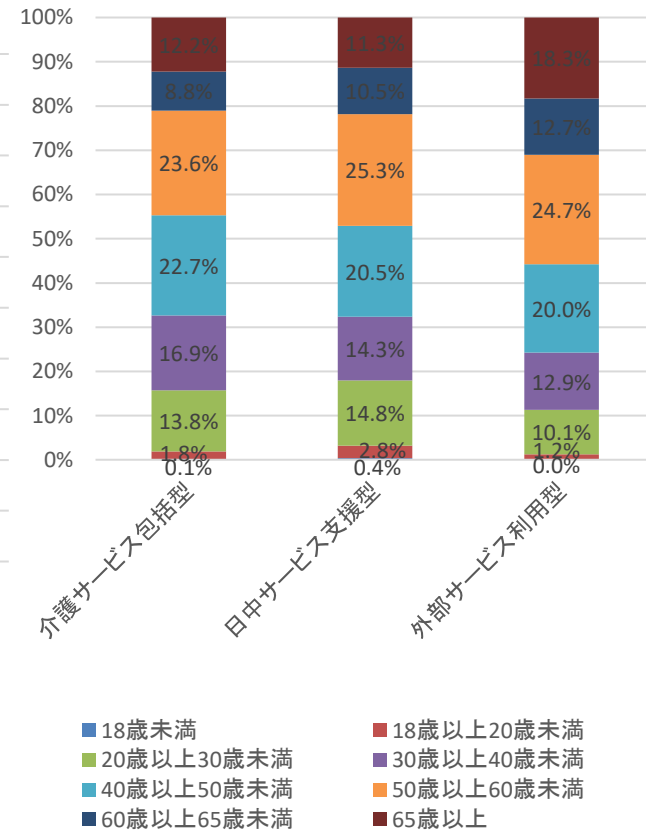
### 障害種別



### 支援区分別

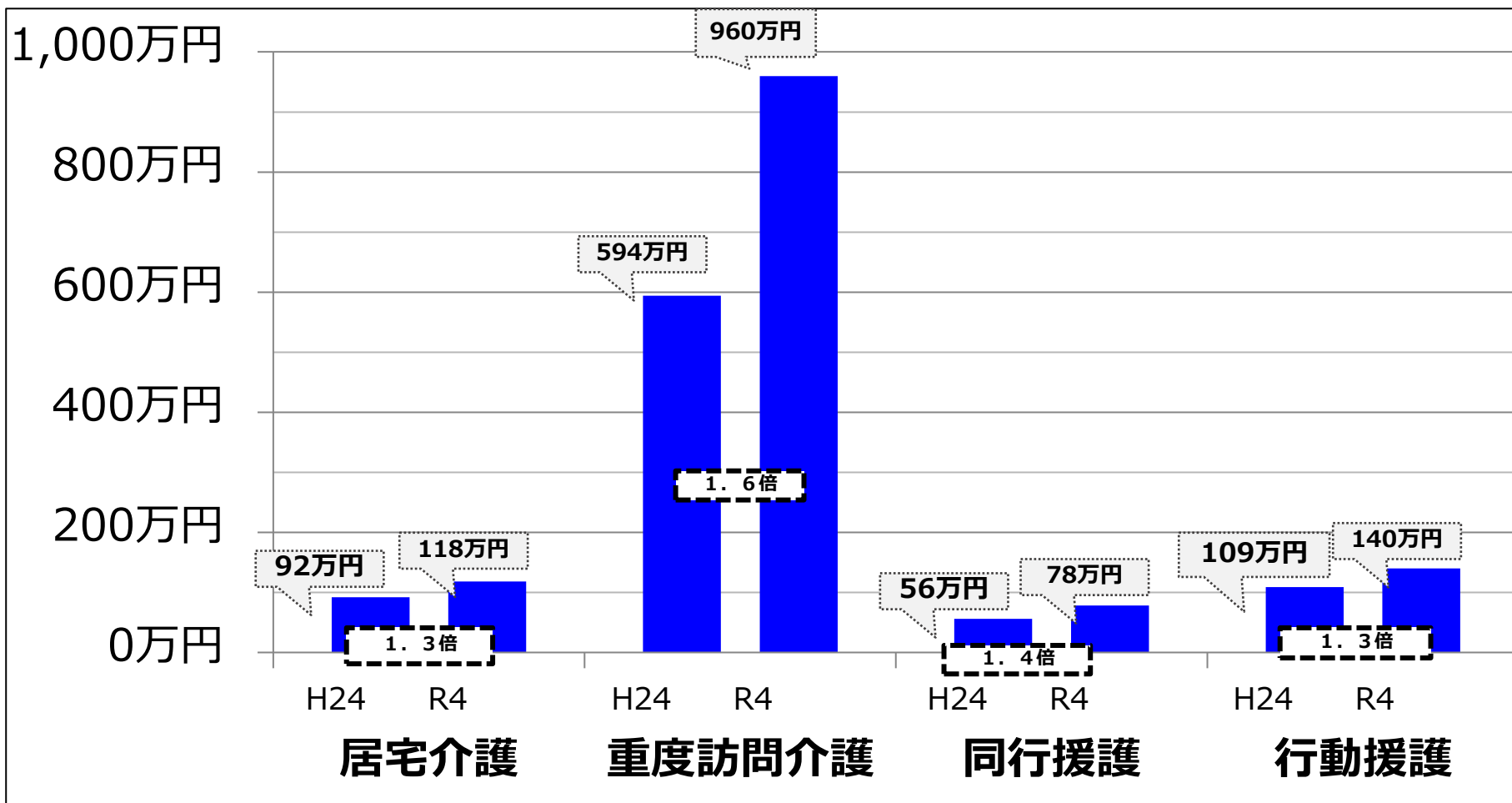


### 年齢別



※出典：令和4年4月国保連データ

# 訪問系サービスの一人あたり費用額（年額）の推移



※出典:国保連データ

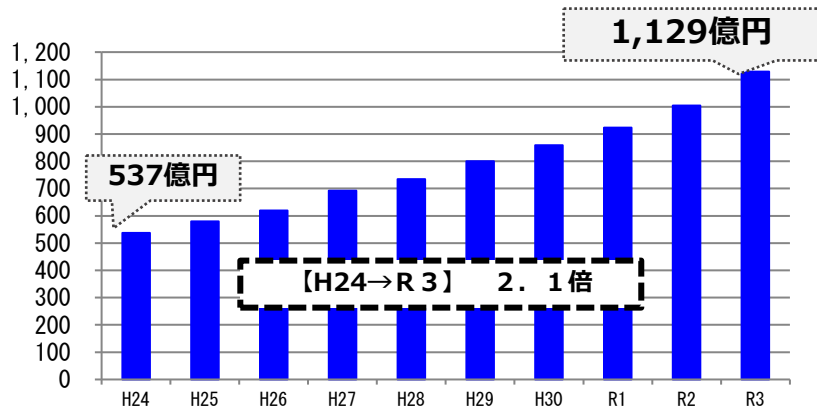


# 重度訪問介護の現状①

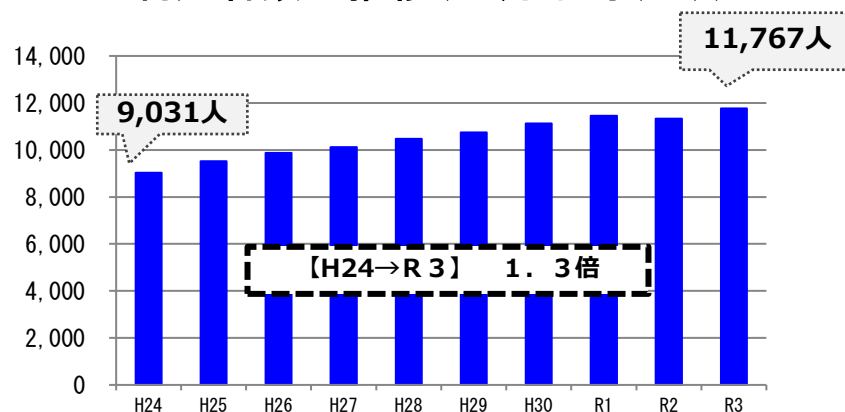
## 【重度訪問介護の現状】

○ 令和3年度の年間総費用額は約1,129億円、年間一人あたり費用額は約960万円となっている。

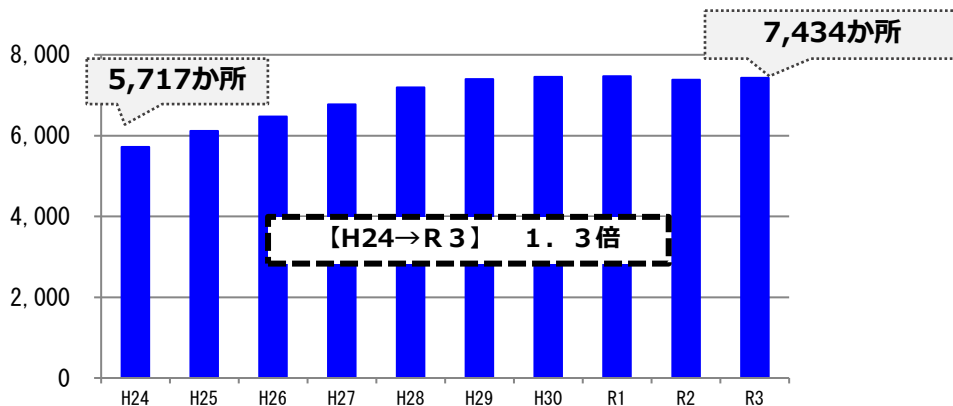
### 総費用額の推移(年間(億円))



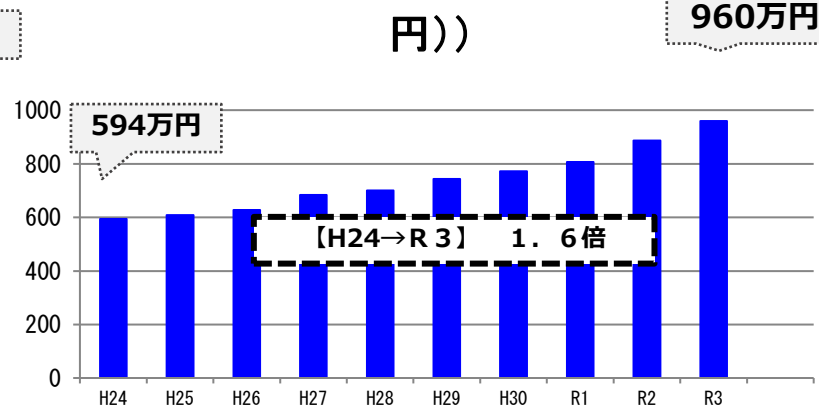
### 利用者数の推移(一月平均(人))



### 事業所数の推移(一月平均(か所))



### 一人あたり費用額の推移(年間(万円))

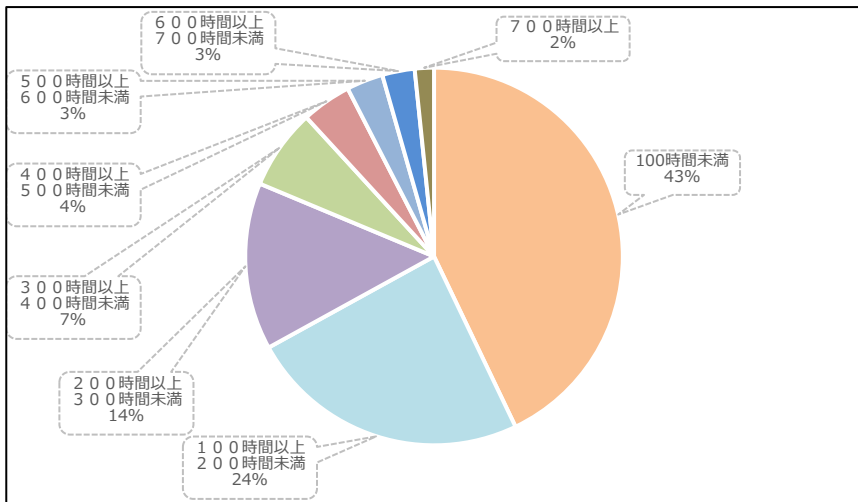


※出典:国保連データ

# 重度訪問介護の現状②

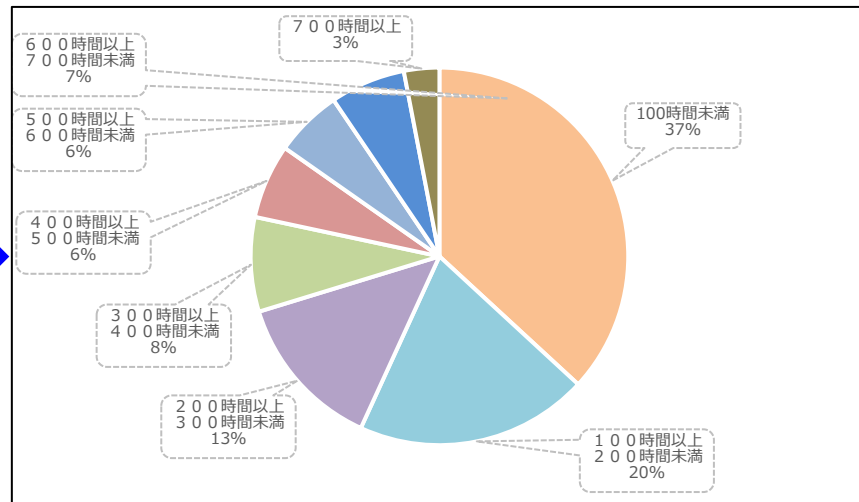
平成24年 6月

利用時間別人数（1月あたり）

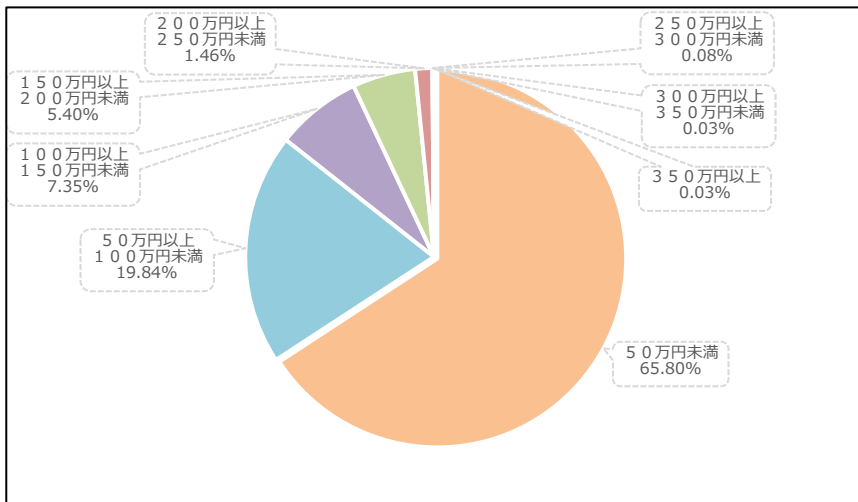


令和4年 6月

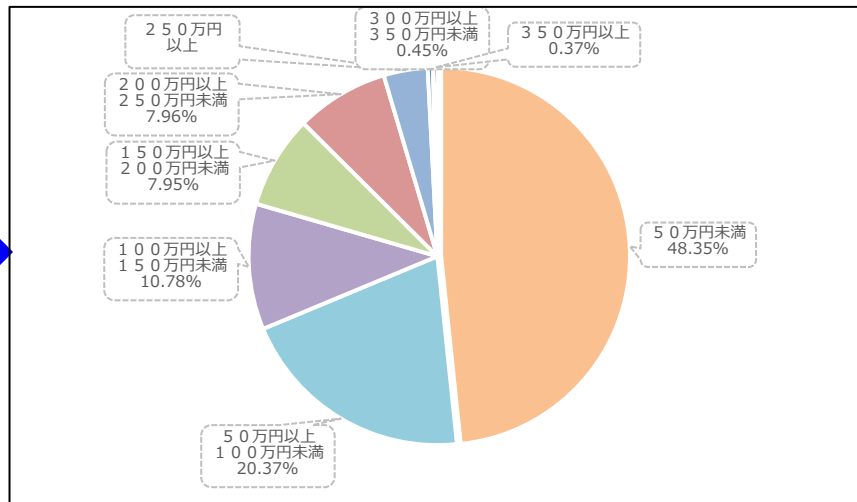
利用時間別人数（1月あたり）



費用月額別人数（1月あたり）

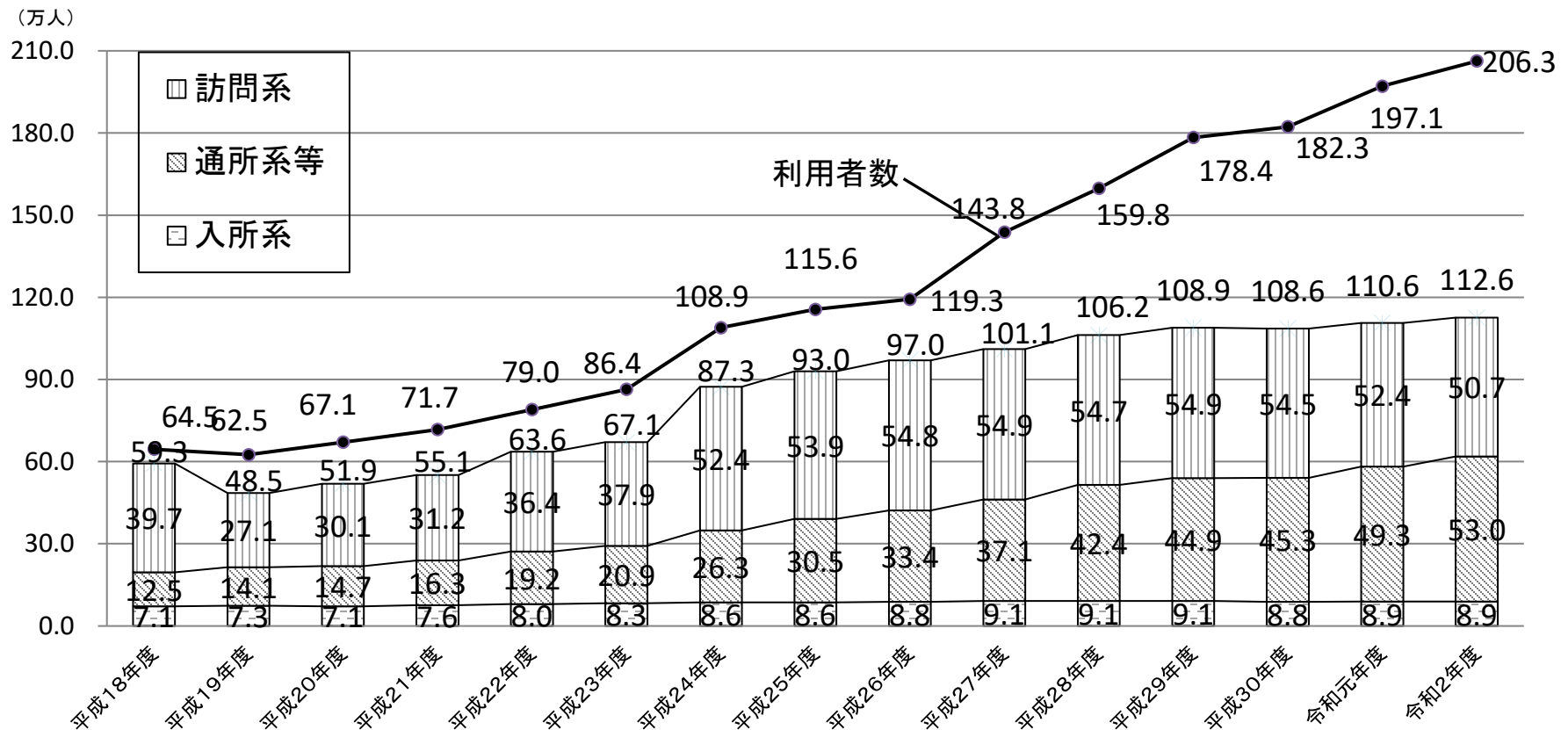


費用月額別人数（1月あたり）



# 障害福祉分野の福祉・介護職員数の推移(推計値)

- 障害者自立支援法施行以降、障害福祉サービス等の利用者数は15年間で約3倍に増加している。サービス量の増加に伴う障害福祉分野の福祉・介護職員数は15年間で約2倍となっている。



【出典】厚生労働省「社会福祉施設等調査」に基づき社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において作成。

注1) 平成21～29年度の数值は、回収率の割り戻しにより補正し推計したもの。平成30年度からは、調査結果が全施設・事業所の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。

注2) 従事者数及び利用者数は各年の10月1日現在の数值である。

注3) 従事者数は、福祉・介護職員処遇改善加算の対象となる直接処遇職員について、常勤、非常勤を含めた実人員数を各サービス・事業で合計したものである。

注4) 各年度の「社会福祉施設等調査」の結果を踏まえ、障害者自立支援法、障害者総合支援法のサービス及び児童福祉法のサービスを含めているが、年度によってサービスの新設・廃止があるため、年度間の比較には留意が必要。

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第104号) の概要

(令和4年12月10日成立、同月16日公布)

## 改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

### 2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

### 3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

### 4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

### 5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

### 6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

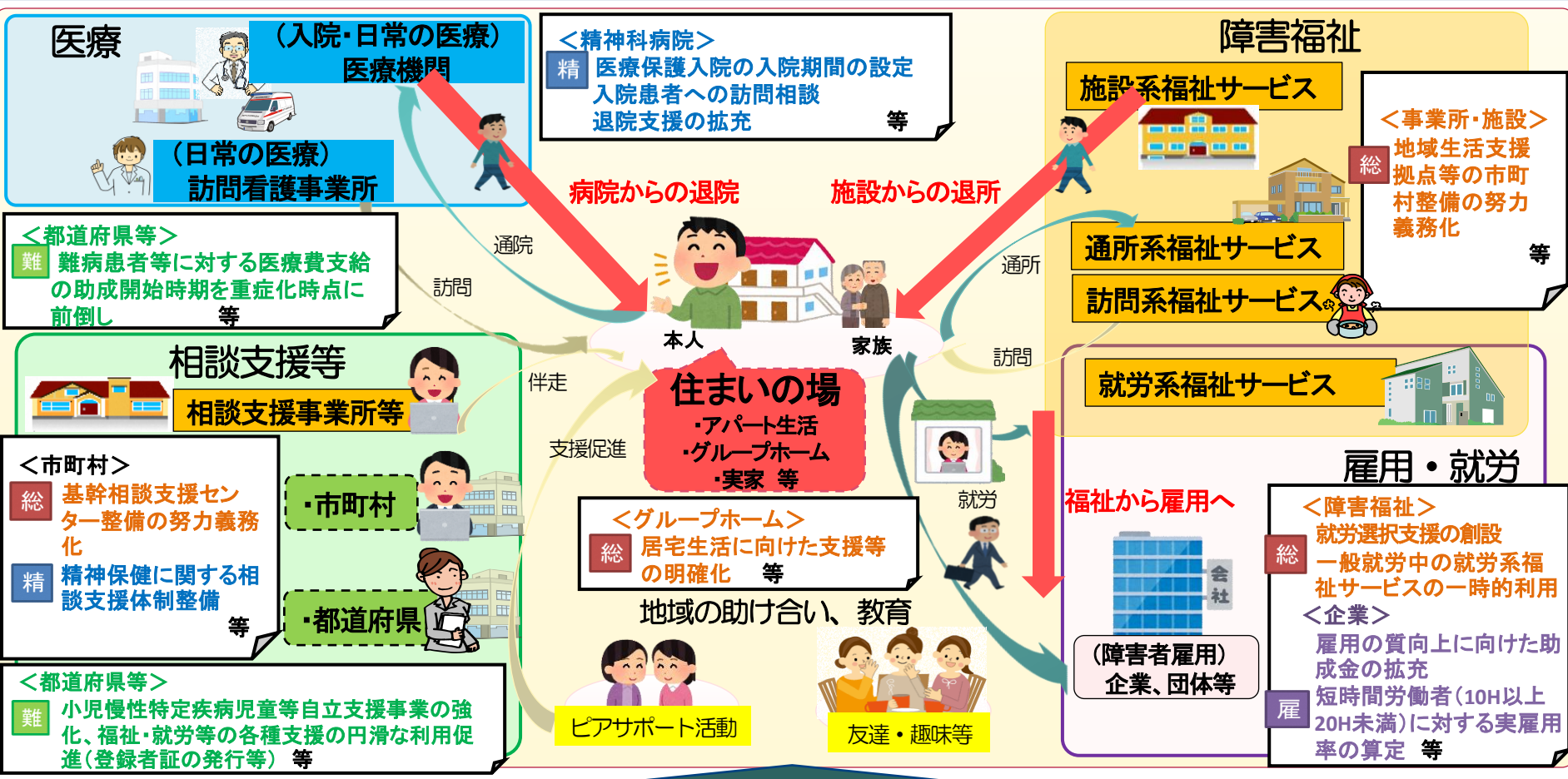
## 施行期日

令和6年4月1日（ただし、2④及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

# 障害者や難病患者等が安心して暮らし続けることができる地域共生社会(イメージ)

○ 障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指す。このため、本人の希望に応じて、

- ・施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実 (障害者総合支援法関係、精神保健福祉法関係、難病法・児童福祉法関係) 総 精 難
  - ・福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上 (障害者総合支援法関係、障害者雇用促進法関係) 総 雇
  - ・調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備 (難病法・児童福祉法関係、障害者総合支援法関係) 難 総
- 等を推進する。



# 1 - ① グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

## 現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

## 見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

## 見直しのイメージ

### 現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



### 一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を**希望する入居者**に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



#### 支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

事業所数合計 11,526 利用者数合計 158,167人

事業所数・利用者数については、国保連令和4年4月サービス提供分実績

# 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

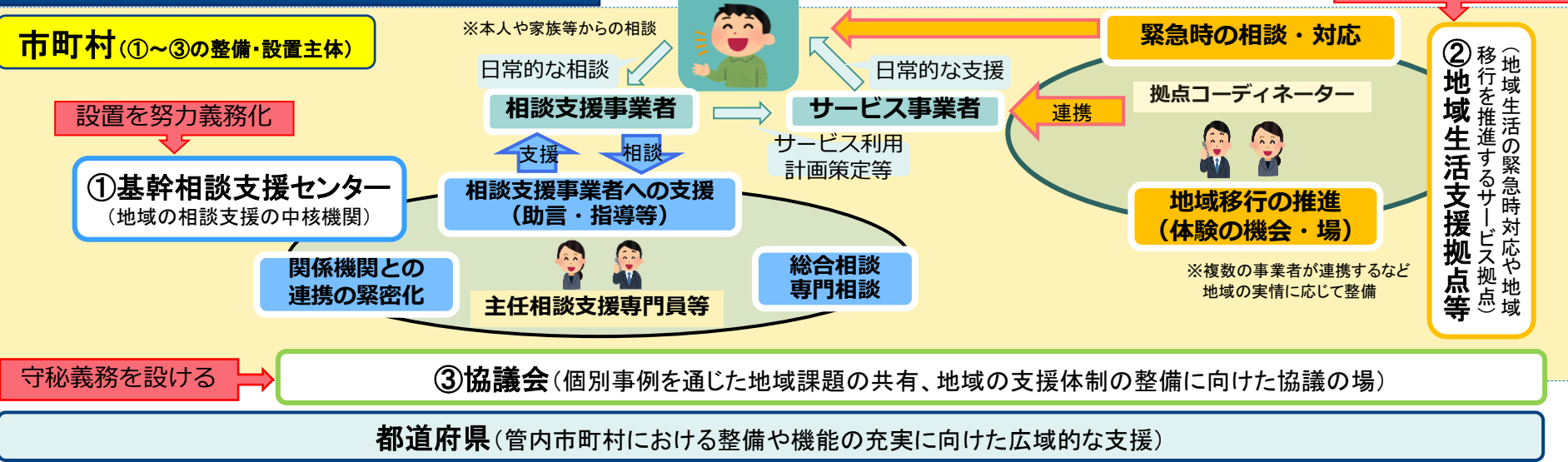
## 現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

## 見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

## 本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



# 5 調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

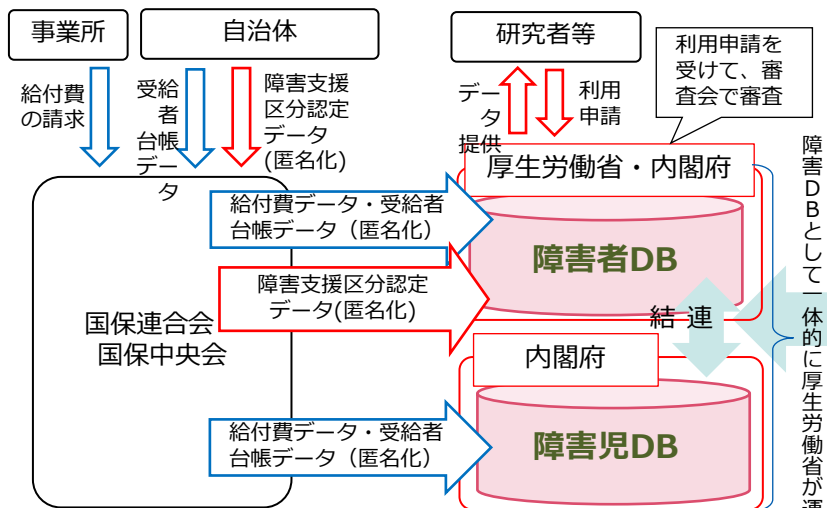
## 現状・課題

- 医療・介護分野においては、平成20年度にNDB、平成30年度に介護DBなど法的根拠の整備、施行が進んできており、障害福祉・難病対策の分野においても、DBの法的根拠の整備を進めていく必要がある。
- 他の公的DBとの連結解析を可能とするためのルール等が整備されていない。
- 難病DBについて、医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報を登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

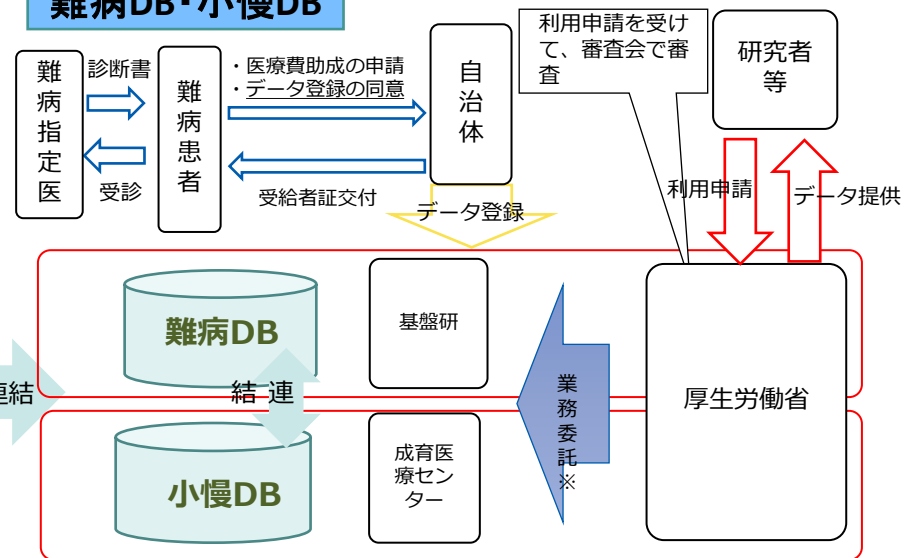
## 見直し内容

- **障害者・障害児・難病・小慢DBの法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。**
- **安全管理措置、第三者提供ルール等の諸規定を新設。他の公的DBとの連結解析も可能とする。**
- 難病DBについて、登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能とする。

### 障害者DB・障害児DB



### 難病DB・小慢DB



※現行、予算事業としてDBを運営している。

※引き続き、難病は基盤研、小慢は成育への委託することを想定（委託規定を新設）



# 6 - ① 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

## 6 - ② 居住地特例の見直し

6-①

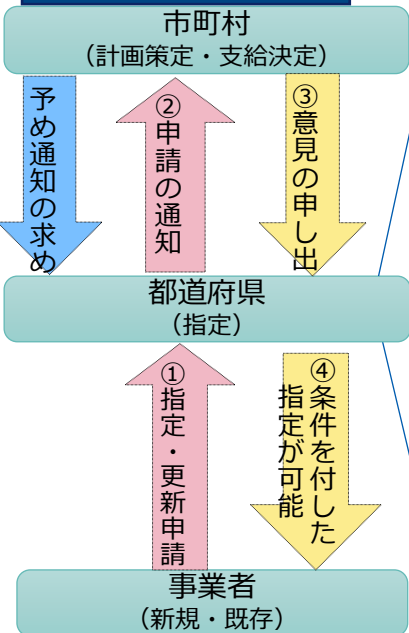
### 現状・課題

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

### 見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ることができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。

### 見直しのイメージ



#### 【想定される条件 (例)】

- 1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を要求すること
- 2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること

※ 指定都市等は、自ら事業者の指定に際して条件を付すことができること等を政令で規定予定。

6-②

### 現状・課題

- 障害者支援施設等に入所する障害者は、施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の居住地の市町村が支給決定を行う（居住地特例）。
- 介護保険施設等の入所者が障害福祉サービスを利用する場合、施設所在市町村に財政的負担が集中するとの指摘がある。

### 見直し内容

- 居住地特例の対象に介護保険施設等を追加する。
  - また、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定（※）等について所要の規定の整備を行う。
- (※) 居住系サービスであるグループホームを平成18年以降、居住地特例の対象として位置づけているもの。

### 見直しのイメージ



利用サービス	実施主体の見直し
障害福祉(※)	B市 → A市へ
介護保険	A市 (住所地特例)

※入所者の利用例

- ・補装具：義肢、視覚障害者安全つえ
- ・同行援護：視覚障害者の外出支援

※ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム等

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

令和5年2月27日  
社会保障審議会障害者部会 資料1

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

## 3. 基本指針見直しの主な事項

### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

令和5年2月27日  
社会保障審議会障害者部会 資料1

## 4. 成果目標（計画期間が終了する令和8年度末の目標）

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等（続き）

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要（案）

令和5年2月27日  
社会保障審議会障害者部会 資料1

## 5. 活動指標

### ①施設入所者の地域生活への移行等

（都道府県・市町村）

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（都道府県・市町村）

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
  - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
  - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
  - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
  - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
  - 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】
- （都道府県）
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③地域生活支援の充実

（都道府県・市町村）

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④福祉施設から一般就労への移行等

（都道府県）

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤発達障害者等に対する支援

（都道府県・市町村）

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥障害児支援の提供体制の整備等

（都道府県・市町村）

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
  - 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
  - 障害児相談支援の利用児童数
  - 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
- （都道府県）
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
  - 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

### ⑦相談支援体制の充実・強化等

（市町村）

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

（市町村）

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
  - 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- （都道府県・市町村）
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数
- （都道府県）
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
  - 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

# 成果目標①-1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標について

## 現状

- 令和元年度末の施設入所者数(127,324人)と比較した地域生活移行者の割合は、令和3年度末までの実績(2,985人)で2.3%であり、引き続き、現状の水準で推移した場合には、令和5年度末の目標値である6%を下回り、4.1%となる見込み。
- 自宅やグループホームなどへの地域移行者数は減少傾向にあり、施設入所者の重度化・高齢化や、地域で重度障害者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられる。

## 成果目標(案)

- 障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者の入所施設等から地域生活への移行を進めるため、グループホームなどにおける障害者の重度化・高齢化への対応や、地域生活支援拠点等の整備の推進等の取組を推進するとともに、施設入所者の地域生活移行者数に関して、以下の目標を設定してはどうか。

### 【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)
基本指針	10% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	30% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	9% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	14.5% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	25.2% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	12.0% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	8.0% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	5.2% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))

平成21～23年度は10月1日数値、24年度～令和2年度は3月末数値。令和3年度以降は推計。(出典:施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

# 成果目標①-2 施設入所者数の削減に関する目標について

## 現状

- 施設入所者を障害支援区別にみると、区分5以下の利用者は減少する一方、区分6の利用者が増加している。また、年齢階級別にみると、50歳以上60歳未満は11.2%、65歳以上は37.1%で増加傾向にあり、入所者の重度化・高齢化が進んでいる。
- 直近3か年(令和元年度～令和3年度)の施設入所者数の削減の状況を踏まえ、引き続きこの水準で推移とした場合、令和元年度末の施設入所者数と比較した施設入所者数の削減の割合は令和5年度末までの4年間で約2.5%となる。これは、第6期計画における令和5年度末の目標値である1.6%を上回る。

## 成果目標(案)

- 施設には強度行動障害を有する者や医療的ケアが必要な者など専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むことが必要。
- 近年の施設入所者数の削減状況を踏まえつつ、施設から地域への移行に向けた更なる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認すること、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改築時にはその定員を見直してグループホームやショートステイの整備を合わせて行うことを基本とすること等の取組を推進することとし、第7期計画に係る成果目標を以下のように設定してはどうか。なお、障害者支援施設における専門的支援の質の向上に向けた取組も進めていく。

### 【成果目標(案)】

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～令和2年度)	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
基本指針	▲7% (平成17年10月1日～ 23年度末(6.5年間))	▲10% (平成17年10月1日～ 26年度末(9.5年間))	▲4% (平成25年度末～ 29年度末(4年間))	▲2% (平成28年度末～ 令和2年度末(4年間))	▲1.6% (令和元年度末～ 5年度末(4年間))	▲5% (令和4年度末～ 8年度末(4年間))
都道府県 障害福祉計画	▲8.4% (同上)	▲15.4% (同上)	▲3.8% (同上)	▲2.2% (同上)	▲2.3% (同上)	—

平成17年度、平成20～23年度は10月1日数値。24年度～令和3年度は3月末数値。(出典:国保連データ、社会福祉施設等調査、施設入所者の地域生活の移行に関する状況調査)

- 2022年9月9日、ジュネーブにおいて8月22日及び23日に行われた第1回政府報告審査を踏まえた障害者権利委員会の総括所見が公表された。
- 2014年の障害者権利条約締結以降、我が国が同条約を履行する上で進めてきた立法措置や取組について肯定的に評価する一方、障害者施策に関する多岐にわたる事項についての勧告等が盛り込まれた。

## 【総括所見のポイント】

### 1. 肯定的に評価された主な立法措置及び取組

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行、障害者差別解消法改正、障害者雇用促進法改正等
- 第4次障害者基本計画策定、障害者政策委員会の設置等

### 2. 主な勧告事項

#### (1) 一般的原則及び義務（第1条～第4条）

- 障害者の保護に関するすべての法政策と障害者権利条約の調和
- 政策意思決定過程における障害者団体との協議及び協力の確保
- 「心身の故障」等侮蔑的用語の廃止
- 優生思想及び非障害者優先主義への対応

#### (2) 個別の権利（第5条～第30条）

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● あらゆる分野における合理的配慮の確保</li> <li>● ジェンダーの視点の主流化</li> <li>● 非自発的入院及び治療の廃止</li> <li>● 成年後見制度の廃止</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の脱施設化及び自立生活支援</li> <li>● インクルーシブ教育の確保</li> <li>● 民間・公共セクターにおける障害者雇用の迅速化</li> </ul> |
|--|--|

### 3. 今後のスケジュール

- 2028年2月に第2回定期報告の提出を求められている。



# 「強度行動障害」の施策の経過

昭和55年

令和3年

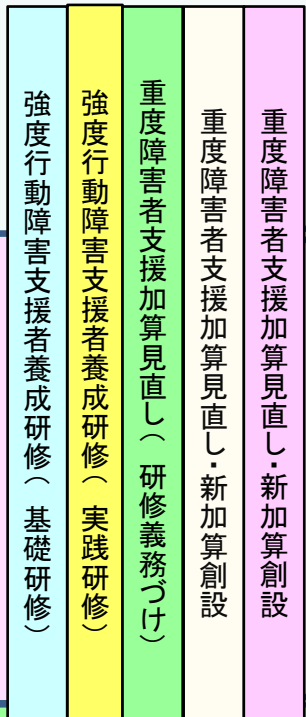
施設入所支援

昭和55年 第1種・第2種自閉症児施設

利用者	H23.4 2432人	H24.4 8667人	R1.12 19,670人	R2.12 21,054人
施設数	308施設	638施設	892施設	939施設

- 平成5年 強度行動障害者特別処遇事業
- 平成10年 強度行動障害特別加算費
- 平成18年10月 重度障害者支援加算(Ⅱ) (15点以上)
- 平成26年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ) (8点以上→支援区分10点以上)
- 平成27年4月 重度障害者支援加算(Ⅱ) (研修義務付 体制加算+個人加算)

平成25年 平成26年 平成27年 平成30年 令和3年



在宅・地域サービス

利用者	H19.11 3204人	H20.4 3296人	H22.1 4528人	R1.12 11,824人	R2.12 11,159人
事業所数		739事業所	901事業所	1,787事業所	1,811事業所

- 平成5年 知的障害者ガイドヘルパー制度
- 平成15年 移動介護
- 平成18年 市町村地域生活支援事業・移動支援事業

- 平成17年 行動援護開始(対象者基準 てんかん+他9項目において10点以上)
- 平成18年10月 行動援護(区分3以上 てんかん他11項目において10点以上)
- 平成20年4月 行動援護(区分3以上 てんかん+他11項目において8点以上)
- 平成26年4月 行動援護(支援区分3以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成26年4月 重度訪問介護 対象拡大(区分4以上 てんかん+他11項目において10点以上)
- 平成30年4月 重度訪問介護 訪問先の拡大(入院中のコミュニケーション支援)

短期入所	H23.4 780人	H24.4 1164人	R1.12 5,407人	R2.12 4,584人
共同生活援助	113人	399人	3,316人	3,818人

- 平成18年10月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算
- 平成27年4月 短期入所・共同生活援助 重度障害者支援加算(研修義務付・拡充)
- 平成30年4月 日中サービス支援型グループホームの創設

- 令和3年4月(主なもの) 重度障害者支援加算(Ⅱ) アセスメント期間の見直し 90日間+700単位 → 180日間+500単位
- グループホーム 区分6以上 → 区分4以上
- 生活介護 施設入所支援の外部通所者に算定可
- 障害児支援 個別サポート加算(Ⅰ)(Ⅱ)新設 等

拠点 専門的

平成14年 自閉症・発達障害支援センター創設



平成17年 発達障害者支援センター

平成26年 発達障害者地域支援マネジャー

# 「強度行動障害」の定義・障害福祉サービス等報酬上の評価

## ○ 強度行動障害の定義

・ 自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど**本人の健康を損ねる行動**、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど**周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動**が、**著しく高い頻度**で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

## ○ 強度行動障害に関する障害福祉サービス等報酬上の評価

- ・ 障害福祉サービス等を受ける際に行う障害支援区分の調査と併せて把握する「行動関連項目」（福祉型障害児入所施設の場合は強度行動障害判定基準表）を用いて判定。障害福祉サービス等報酬においては、**一定の点数以上となる人（24点中10点）**に対する特別に配慮された支援の提供が評価されている。（利用者数：下図参照）
- ・ **強度行動障害に至る前からの支援や行動改善が見られた後における継続的な支援**を評価するため、「行動援護」は平成20年に、「共同生活援助、短期入所、施設入所支援の重度障害者支援加算」は平成24年に、対象者判定の基準を変更した。
- ・ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、生活介護にも「重度障害者支援加算」を設けるとともに、障害児通所支援について「強度行動障害児支援加算」を創設した。
- ・ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、共同生活援助の区分4・5を「重度障害者支援加算」の対象とするとともに、障害者支援施設で実施する生活介護の外部通所者にも「重度障害者支援加算」を算定可能とする等の拡充を実施した。

## 行動障害関連の障害福祉サービス・障害児支援の利用者

（国民健康保険団体連合会データ）

のべ68,906人（令和3年10月時点）



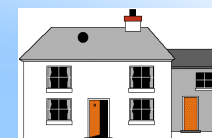
重度訪問介護  
1,079人



行動援護  
12,117人



短期入所（重度障害者支援加算） 4,994人  
施設入所支援（重度障害者支援加算Ⅱ） 21,933人  
福祉型障害児入所施設（強度行動障害児特別支援加算） 15人



共同生活援助（重度障害者支援加算Ⅰ） 4,618人  
（重度障害者支援加算Ⅱ） 2,759人



放課後等デイサービス（強度行動障害児支援加算） 3,451人  
児童発達支援（強度行動障害児支援加算） 307人



生活介護（重度障害者支援加算）  
17,633人

（参考）平成26年度から、重度訪問介護についても行動援護等の基準と同様の対象者に対して支援を提供することを可能としている。

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要①～

## 1. 支援人材のさらなる専門性の向上

- 強度行動障害の障害特性を正しく理解し、根拠のある標準的な支援※をチームで行うことを基本として、予防的な観点も含めて人材育成を進めることが重要。  
※標準的な支援とは個々の障害特性をアセスメントし、強度行動障害を引き起こしている環境要因を調整する支援
- 標準的な支援を踏まえて適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言ができる現場支援で中心となる中核的人材(仮称)の育成※が必要。  
【求められるスキル】・自閉スペクトラム症の特性・学習スタイルを説明できる ・構造化の意味を説明できる ・機能的アセスメントが実施できる  
・家族の不安等を理解し共感に基づく信頼関係が構築できる ・特性を活かした支援を提案できる 等  
※強度行動障害を有する者の支援に取り組む各事業所に配置される想定で育成
- 困難事例について中核的人材等に対して指導助言が可能な、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材(仮称)※の育成が必要。  
【求められるスキル】・地域の事業所を支援対応力を強化する ・地域の支援体制づくりを牽引する ・支援マネジメント、組織マネジメント 等  
※地域の強度行動障害を有する者の人数等の地域実態を踏まえて、都道府県等の広域で必要数を想定して育成
- 地域における支援者が互いに支え合い連携して支援を行うことや、率直な意見交換や情報共有等の取組を進めるため、人材ネットワークの構築が必要。

## 2. 支援ニーズの把握と相談支援やサービス等に係る調整機能の在り方

- 市町村は、本人とその家族の支援ニーズを適切に把握して支援につないでいくこと、(自立支援)協議会の場を活用しながら地域の支援体制の整備を進めていくことが重要。その際、支援につながっていない本人、家族を把握、フォローしていくことが重要。
- 相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達障害者支援センター等の相談支援機関が、それぞれの役割や強みを活かしながら、相談支援やサービス等に係る調整を行っていくことが重要。  
・相談支援事業所…支援のコーディネート・マネジメント  
・基幹相談支援センター…地域の相談支援事業所への後方支援(対応が難しい事案の対応)  
・発達障害者支援センター…基幹相談支援センターや相談支援事業所に対して個別事案への対応も含めて助言等により支援

## 3. 日常的な支援体制の整備と支援や受入の拡充方策

- 通所系サービス(主に生活介護)、短期入所、訪問系サービスが地域で安定的に提供されるよう体制の整備を進めていくことが重要。  
※強度行動障害の状態によって、通所系サービスに通えない状況となった場合、必要な期間において、行動援護や重度訪問介護、重度障害者等包括支援による個別支援の活用が有効。
- 強度行動障害を有する者の居住の場として、グループホームにおける受入れの体制整備を進めていくことが必要。  
【利点】・少人数の生活であり生活環境や支援内容を個別化しやすい ・一人一人の特性に合わせやすい ・通所系サービスや行動援護を利用して個別の外出ができる 等  
【課題】・少ないスタッフで支援するため、行動障害の状態が悪化した場合に応援体制が取りにくい ・心理面も含めたスタッフの負担が大きい 等
- 障害者支援施設では、地域移行に向けた取組を進めつつ、標準的な支援や建物・設備環境を含めた支援力を一層向上させることが必要。  
【期待】地域の支援体制の中で、行動障害の状態が悪化した者を集中的に支援する必要がある場合の受入れや、緊急の短期入所 等  
【課題】それぞれの障害特性に見合った環境を提供することが難しい場合がある 等
- 本人、家族が地域で安心して生活できるよう、市町村は地域生活支援拠点等の整備と緊急時対応や地域移行等の機能の充実に取り組む※ことが重要。  
※日頃からの支援ニーズの把握が必要。また、入所施設や居住系事業所だけでなく、支援に慣れた職員がいる通所系事業所等の活用も進めていく必要。
- 障害支援区分認定調査における行動関連項目の評価が適切に行われるよう、認定調査員の強度行動障害に関する理解の促進を図ることが重要。
- 行動関連項目の合計点が非常に高い者等、支援が困難な状態像の者がサービスの受入れにつながっていない状況も踏まえ、受入拡大や支援の充実の観点から、より高い段階を設定して、報酬面に反映していくことが必要。

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要②～

## 4. 状態が悪化した者に対する「集中的支援」の在り方

- 強度行動障害を有する者が状態の悪化により在宅やグループホームにおいて生活が難しくなった場合には、障害特性や行動の要因分析等の適切なアセスメントを行い有効な支援方法を整理した上で環境調整を集中的に実施し、状態の安定を図る「集中的支援」の取組※を進めることが必要。  
※市町村が主体となり、（自立支援）協議会等を活用して地域全体で本人や家族、事業所を支え、状態の安定につなげていくことが重要  
集中的支援の実施にあたっては、本人、家族に対し十分に説明を行い、同意を得ることや、一定の期間を設定し地域で支えていく体制が重要
- 集中的支援の具体的な方策としては、以下のようなものが考えられる。
  - ①**広域的支援人材が事業所等を集中的に訪問等してコンサルテーションを実施※、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進めていく方策**  
※広域的支援人材の派遣に対してインセンティブ等を設定し、人材を派遣することに積極的に協力してもらうための工夫が必要
  - ②**グループホームや施設入所、短期入所を活用して、一時的に環境を変えた上で、適切なアセスメントを行い、有効な支援方法を整理した上で元の住まいや新たな住まいに移行する※方策**  
※在宅の場合や、グループホーム等に入居したまま対応することが困難な場合等を想定。集中的支援後の移行先の確保が課題であり、送り出した事業所が集中的支援後の受入体制整備のための広域的支援人材によるコンサルテーションを受けることを条件として設定する等、地域の中で受入先を確保する仕組みを構築しておくことが必要
- 集中的支援については、支援ニーズや専門性のある人材の実情を踏まえれば、各都道府県・指定都市や圏域単位といった広域で実施体制を整備※していくことを基本とすることが考えられる。この場合であっても、各市町村における地域の支援体制と連動させて、全ての地域を漏れなく支援できるよう、体制を構築することが必要。  
※一旦状態が改善しても、周囲の環境の変化の中で再度状態が悪化することもある。地域の中で市町村が中心となって継続的にフォローする体制を整備することが必要

## 5. こども期からの予防的支援・教育との連携

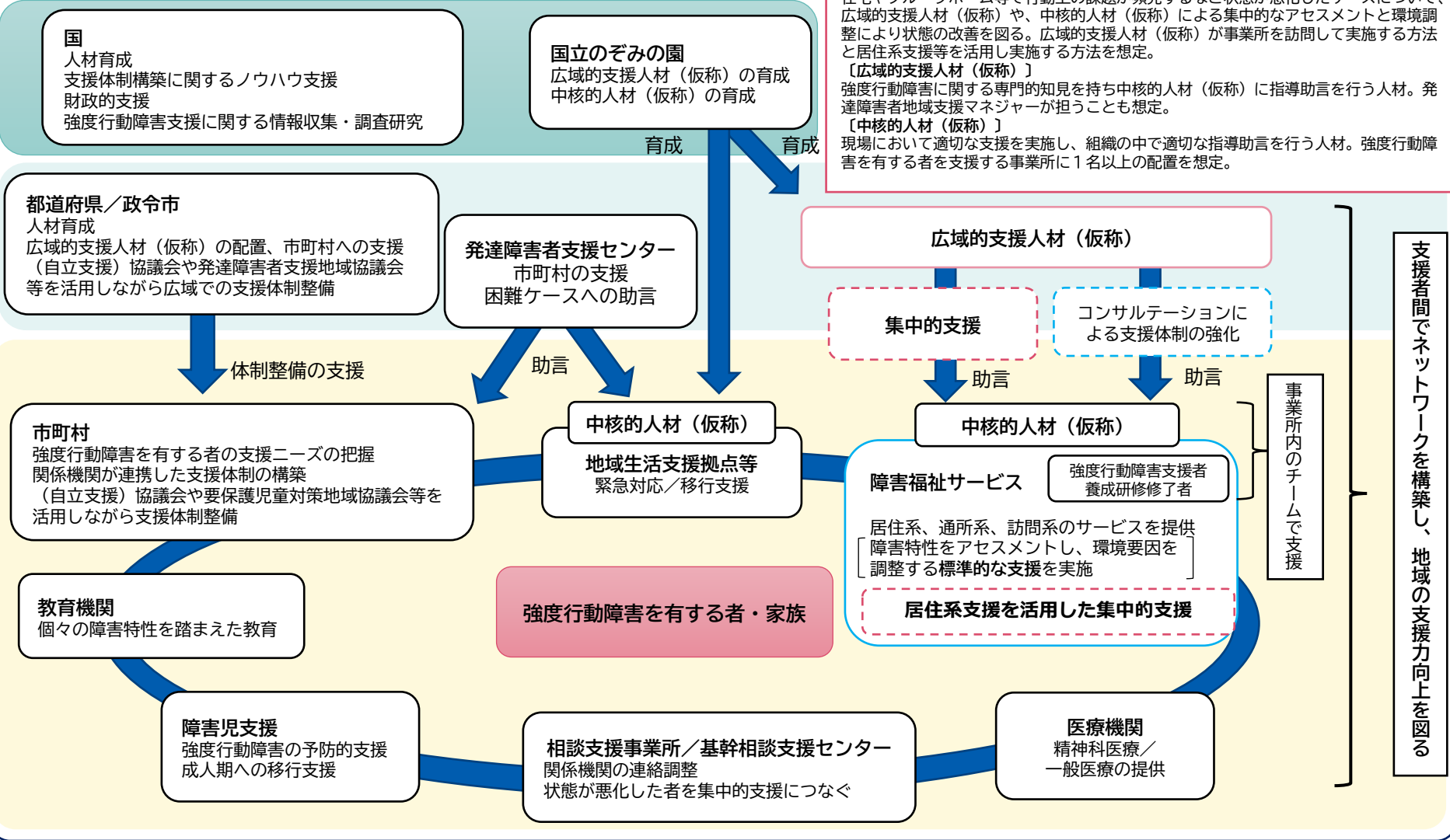
- 幼児期からの個々のこどもの特性と家族の状況に応じた適切な関わりが、将来の強度行動障害の状態の予防につながると考えられる。幼児期からこどもの強度行動障害のリスクを把握し、家族を含めてライフステージを通して地域生活を支えていく体制づくりが必要。
- 幼児期・学童期・思春期の支援にあたっては、福祉と教育が知的障害と発達障害の特性に応じて一貫した支援を連携して行い、障害特性のアセスメントや環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させない支援を提供していくことが必要。
- 在宅の強度行動障害を有する児を支援するため、専門性を有する人材が、家庭や事業所、学校、医療機関等を訪問して調整を行ったり、複数の事業者の定期的な連携会議に参加して情報共有する等、ライフステージや関係機関の支援を隙間のないような形でつないでいく取組を進めることも重要。

## 6. 医療との連携体制の構築

- 強度行動障害の状態の背景にある疾患や障害を医療により完全に治すことは難しく、医療の充実と併せて、福祉や教育と連携した支援を進めることが必要。
- 精神科病院への入院については、移行先を見据えた介入を行い、入院中から福祉との連携を行うことが重要。また、入院の長期化を防止する観点からも、精神科医療における標準的支援の実践を進めていくことが重要。
- 強度行動障害を有する者が身体疾患の治療を受けられる体制づくりを進めていくことが必要であり、治療に係る負担も踏まえた報酬上の評価について検討を進めることが必要。また、日頃から福祉と医療の相互の連携を強化していくことが重要。

# 強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書～概要③～

## 強度行動障害を有する者の地域支援体制（イメージ）



【状態が悪化したケースについての集中的支援】  
在宅やグループホーム等で行動上の課題が頻発するなど状態が悪化したケースについて、広域的支援人材（仮称）や、中核的人材（仮称）による集中的なアセスメントと環境調整により状態の改善を図る。広域的支援人材（仮称）が事業所を訪問して実施する方法と居住系支援等を活用し実施する方法を想定。

【広域的支援人材（仮称）】  
強度行動障害に関する専門的知見を持ち中核的人材（仮称）に指導助言を行う人材。発達障害者地域支援マネージャーが担うことも想定。

【中核的人材（仮称）】  
現場において適切な支援を実施し、組織の中で適切な指導助言を行う人材。強度行動障害を有する者を支援する事業所に1名以上の配置を想定。